

# 「総合計画(10年プラン)・実行計画(3年プログラム)改定案」に対する 区民等の意見提出手続の実施結果について

## 1 区民意見の提出期間

平成26年9月1日～9月30日

## 2 公表方法

- ・広報すぎなみ9月1日号(特集号)
- ・区ホームページ
- ・冊子の閲覧(区役所、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館)

## 3 意見提出実績

計61件(個人49件、団体12件)《延285項目》  
(郵送・持参 18件、FAX 19件、電子掲示板 5件、メール 19件)

## 4 改定案の修正について

### (1) 区民意見の概要と区の考え方

別紙1参照

### (2) 改定案の修正一覧

別紙2参照

## 5 問い合わせ先

杉並区政策経営部企画課企画調整担当  
電話 03-3312-2111(代表) 内線:1416~1418

## 区民意見の概要と区の考え方

項目	意見の概要	区の考え方
<b>I 目標別の計画内容</b>		
<b>目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち</b>		
<b>施策1 災害に強い防災まちづくり</b>		
	<p>災害情報の伝え方・その内容を区民本位にわかりやすく整理し、行政と区民相互が災害情報を共有できる災害情報体系づくりが必要。その為には、印刷媒体・防災無線・インターネット情報以外の情報伝達方法を検討すべき。例えば、公共空間(公園・川の橋等)での情報メディア装置設置と拠点化の検討。</p>	<p>災害情報の新たな伝達方法として、広域避難場所や駅前に、音による放送だけではなく、文字表示による防災情報の提供ができる情報メディア装置の設置を平成27・28年度の2か年間で3地区をモデル的に実施します。</p>
	<p>雨水流出抑制対策について、「総合的な治水対策の一環として、公共施設の雨水流出抑制対策を推進し、併せて民間への雨水浸透施設や貯留施設の設置指導を行う」とあるが、実行計画の取り組み内容では浸透施設の助成目標戸数しか書かれていない。公共施設の雨水流出抑制対策として、区立学校や公共施設の雨水貯留や再利用をもっと積極的に行えないだろうか。簡易な雨水利用設備の紹介を公共施設などでアピールし、防火用水や夏の気温を下げる為の散水に使うなど利用出来れば環境教育や省エネルギー政策にもつながり、良いと思う。</p>	<p>実行計画では「浸透施設の助成」を計画事業としていますが、雨水流出抑制の基本方針は、区のすべての公共施設整備や改修の計画に活かされています。特に、学校などのように広い敷地を持つ施設では、大規模な雨水流出抑制施設の設置により、高い治水効果が見込まれるため、積極的に設置を行っているところです。</p> <p>また、雨水利用については、上水道の利用抑制に伴う省エネルギーや、散水によるヒートアイランド化対策に一定の効果が期待されることから、公共施設の新築改築の際に可能なところから設備導入を図り、引き続き効果のPRに努めていきます。</p>
	<p>ハザードマップ対象地域の住民には行政が直接説明会を開催し、地域と個別の事情に合った情報の取得の仕方を同じ地域区民相互が共有できる場を設定することが重要。これにより、各自が対策を考え、災害時には少しは安心して適切な行動がとれるきっかけづくりができる。</p>	<p>洪水ハザードマップは、河川や下水道の整備水準を超える大雨が降った場合に予想される浸水の区域やその程度、また、避難場所の位置や過去の浸水区域などを地図上に示し、大雨時の円滑な避難行動などの目安としていただくことを目的として作成しています。併せて、「水防の手引き」として、防災・災害情報の取得方法や水害防備方法などを掲載しています。</p> <p>現在、個別の地域ごとの説明会は行っていませんが、広報紙等でのPRと併せて、水防訓練などの機会も活用し、よりきめ細かく水害の備えについての周知・啓発に努めていきます。</p>

項目	意見の概要	区の方考え方
<b>施策2 減災の視点に立った防災対策の推進</b>		
	<p>町会などでは、「災害に備え3日分の備蓄はしておきましょう」と言っている。区で使っている「発災後72時間」という言葉は、使い方を考えるべきではないか。</p>	<p>72時間を経過すると生存率が大きく低下することから、人命救助のタイムリミットは発災後72時間とされています。人命に関わり一刻も争うような状況を想定するに当たっては当区も「72時間」という表現を用い、発災から6時間を「発災直後」、6時間から72時間を「超急性期」と区分し、区分ごとに医療救護活動対策を講じています。備蓄の「3日分」という表現については、家庭内での水・食料等を備蓄するための目安としてお願いしているところによります。</p> <p>このように同じ3日間を表すものでも、時間で区切って対策を講じる必要があるものは72時間と表現してきました。</p> <p>今後も表現方法については、区民の方にわかりやすく、より正確に伝わるよう慎重に対応していきます。</p>
	<p>馬橋公園に隣接する国家公務員宿舎跡地を取得することに賛同する。取得する用地の一部を消防団の施設用地として整備してほしい。【他、同趣旨2件】</p>	<p>都市公園に設置できる施設は、都市公園法では多くの公園利用者に供する施設とされており、消防団分団本部のような施設の設置は認められておりません。しかし、区は、地域防災力の向上を図るうえで消防団施設の整備は重要と考えておりますので、今後、取得予定用地を含めた公園の周辺地域全体の中で可能性を検討していきます。</p>
	<p>区民の関心が高い防災、防災体制の強化について、防災関係機関による体制整備が必要であり、防災市民組織の果たす役割は大きく、育成・強化は地域防災力を高める上で重要である。</p> <p>区からの助成金交付や資器材等の支援と同時に、機能低下を招いている団体に、自主的な活動や運営のアドバイスなど専門性を有するNPOや市民団体と連携し、防災市民組織のあり方について、取り組んでいく必要があると考える。</p>	<p>防災市民組織の育成・強化については、杉並区主催の講演会や防災リーダー養成講座を開いているほか、東京都と連携し、地域防災学習交流会や専門家派遣講習会などを行っています。いただいたご意見を参考に地域及び関係機関等との連携を密にし、より効果的な事業展開をはかり、地域防災力の向上に取り組んでいきます。</p>
	<p>災害時の設備機能としての「自家発電装置」は、日々の事業・施設運営において恒常的に活用しつつ、非常時の発電機能も有する設備とすることで、コストパフォーマンスの向上にも資することになる。</p> <p>こうした対応が可能な設備として、ガスコージェネ</p>	<p>区施設の業務継続機能維持や防災機能を強化することは重要と考え、必要な設備導入を検討します。設備導入については、広く様々なシステムについて調査検討し、日常・災害時を問わずともに機能が発揮でき、維持管理も含め最適な設備システ</p>

項目	意見の概要	区の考え方
	<p>レーションシステムの災害時拠点への導入を促進すること。</p> <p>なお、小規模施設では、発電機能付ガス・ヒートポンプ・システムにより、停電時も空調・電力使用が可能となり、二次救済所・福祉救済所への配備は有用と考えられる。【他、同趣旨1件】</p>	<p>ムの導入を検討していきます。</p>
	<p>地震等大規模災害の発生を想定した、広域避難場所とアクセス道路の確保、並びに緊急輸送用の車輛・燃料確保などロジスティクスに関する情報整備等、杉並区の防災機能の更なる強化を最優先課題として取り組んでほしい。</p>	<p>東京都では杉並区民を地震火災から生命を守るための広域避難場所を19か所指定しています。これは震災時に大規模な延焼火災が発生した場合、火の手から身を守るために一時的に避難する場所であり、避難生活する場所としては想定されていません。区では、震度5強以上の揺れを区内で観測した場合に、区立の全小・中学校等66か所に震災救済所が開設され、地域の方々、学校及び区等が連携して運営にあたり、被災者の受入・支援、情報・救済物資配給等を行い、避難生活の拠点となります。</p> <p>災害時のロジスティクスについては、東京都トラック協会杉並支部との「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定」を締結しています。また、車両用燃料についても、「災害時における緊急車両用燃料等の供給に関する協定」に基づき、東京都石油商業組合杉並中野支部から調達することとしています。</p> <p>以上のように大規模災害の発生を想定し、民間団体と連携した取組みを構築しているところですが、今後においても更なる防災機能の強化を推進していきます。</p>
	<p>ICTを活用した災害情報の収集と発信について、高齢者・障害者・外国人にも届くツールを。アナログ活用も大切である。また、町内会など普段からの丁寧な情報提供が必要である。</p> <p>【他、同趣旨2件】</p>	<p>区は、従前のアナログを活用した情報提供と併せて、時代の変化に対応した災害時の仕組みづくりとして、7月から開始した区の公式電子地図サービス「すぎナビ」を活用した災害情報の提供を行いたいと考えています。</p> <p>災害現場に赴く職員や地元区民などからのスマートフォン等による写真等の情報投稿に基づき、区内の被害状況を集約し、危険箇所等の災害情報を「すぎナビ」の地図上で区民の方々へお知らせすることにより、危険箇所を避けた安全な避難に役立</p>

項目	意見の概要	区の方考え方
		<p>ていただきます。普段からの備えとして、町会や防災会等地域の方々との情報共有に取り組んでいきます。</p> <p>また、災害時には、震災救済所が情報の集約に加え、掲示板などを活用した情報発信の拠点になります。また、平常時から、町会やPTA等がメンバーとなっている震災救済所運営連絡会において、情報の共有を図っています。</p>
<b>施策3 安全・安心の地域社会づくり</b>		
	<p>安全・安心なまちづくりに関連して、犯罪抑止力として期待されていることもあり、地域コミュニティー（町会、事業所、商店街等）における防犯カメラの設置を支援していただきたい。</p>	<p>区設置の防犯カメラのうち、街角防犯カメラは、現在234台設置しています。今年度から小学校の通学路に設置予定の防犯カメラと合わせ、区設置の防犯カメラを充実させていくことで、犯罪抑止力を高めていきます。</p> <p>商店街における防犯カメラ設置については、すでに助成制度を設け、設置費のみならず、電気料や維持管理費についても支援を行っています。</p>
	<p>生活道路であっても車が優先で、ショッピングカーや車椅子など大変危険である。歩行者優先に道路を見直すべきでは。思い切って、センターラインを消すことが必要。</p>	<p>生活道路は、限られた通行空間を歩行者と車両が共存する形で利用されています。区は、歩行者の安全を確保するため、交通管理者である警察と調整を取りながら、区画線による歩行者通行帯の設置・拡幅を行っており、センターラインの廃止についても、車両の速度抑制効果が期待できることから、状況が許す箇所を実施しています。</p> <p>また、ドライバーへの注意喚起と車両の速度抑制の対策として、交差点や歩行者通行帯の路面カラー化、防護柱の設置なども実施しています。</p> <p>今後も、警察と連携をとりながら、安全な道路交通環境の確保に努めていきます。</p>
<b>目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち</b>		
<b>施策4 利便性の高い快適な都市基盤の整備</b>		
	<p>JR荻窪駅の南口は区の南側に住む人々をバスなどで結んでいる。それを有効に機能するためには都道補助131号線が現状の一方通行のままであり続けるべき。もし、双方通行としたらバスやタクシーの運行が困難となるうえ、地震等の災害時には</p>	<p>今回の実行計画(案)「都市計画道路の整備」に計画している補助第131号線整備は、荻窪地下道付近から青梅街道までのバリアフリー化整備を行うものです。</p> <p>補助第131号線の荻窪地下道付近から西側は、</p>

項目	意見の概要	区の方考え方
	<p>大きな支障が生じる。 【他、同趣旨7件】</p>	<p>整備当時から、地域の方々から多くの意見をいただき、現在は一方通行となっています。将来的には、周辺道路の交通環境、地域の方々のご意見などが変化した時に再検討することとしており、現時点で、相互通行化は考えていません。</p>
	<p>中杉通り(補助133号線)は、整備が青梅街道までで中断しているため、交通渋滞の発生や南北のスムーズな移動の妨げとなり、経済活動上多大な損失を生んでいる。大規模災害発生時の避難路確保等、防災上の観点からも、中杉通りの整備(延伸)を進めるべき。阿佐ヶ谷住宅の建替え事業も視野に入れ、中杉通りの延伸問題に取り組んでほしい。</p>	<p>都市計画道路の整備に関しては、都の「区部における都市計画道路の整備方針」における第三次事業化計画に基づき進めています。この計画が平成27年度で終了することから、現在、次期計画策定に向けて都及び関係区市町で連携・協働し、区部と多摩地域のそれぞれの地域で検討を進めています。</p> <p>区は、平成25年8月に改定した「杉並区まちづくり基本方針」において、補助133号線を重点路線と位置付けており、次期計画策定に向け、今後、関係者と調整・検討していきます。</p>
	<p>東京外かく環状道路の整備は、交通渋滞解消、通り抜け車両の減少による生活道路の安全性向上、CO2削減効果に加え、地震などの大規模災害時における代替路としての役割など、経済・産業・地域の発展に大いに寄与すると考える。杉並区には、国、東京都と連携し、その推進に向けて積極的に行動してほしい。</p>	<p>外かく環状道路は、交通渋滞を解消する効果や、災害時における緊急輸送や救援、復興活動に大きな役割を果たすことなどから、区としても早期の完成が必要であると考えています。</p> <p>国及び高速道路株式会社における事業のため、区の実施計画に記載はありませんが、国や東京都と連携し、本線整備の早期完成に向けて、事業を推進しているところです。</p>
	<p>計画中の外環道のインターチェンジのうち、杉並区に接する青梅街道インターチェンジについては、区民にとっての利便性・安全性等を考慮したうえで、フルインターを前提に再検討すべきと考える。</p>	<p>外かく環状道路の青梅街道インターチェンジについては、現在ハーフインターチェンジとして事業が進められており、現時点でフルインターチェンジへの計画変更を検討することは、本線工事のスケジュールに影響するため、困難と考えます。</p> <p>外環本線は、区としても早期の完成が必要であると考えており、国や東京都と連携し、本線整備の早期完成に向けて、事業を推進しているところです。</p>
<p><b>施策6 魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり</b></p>		
	<p>荻窪南口は、文教地域、住宅地域として発展し、住宅都市として成熟しており、多くの荻窪南口の住民は、デッキ、高架化、地下化などの大規模なハー</p>	<p>荻窪駅周辺まちづくりについては、地域住民主体の「荻窪まちづくり会議」におけるまちづくり構想の検討等を通じて、地域の方々とまちの将来像を</p>

項目	意見の概要	区の方考え方
	<p>ド整備及び経済優先の商業機能を際立たせた再開発は望んでいない。</p> <p>荻窪北口は、商業地域として、又、南口は、文教地域、住宅地域として、それぞれ発展して来たことから、荻窪の南北の均一化した商業開発を進めるのではなく、北口と南口、それぞれの地域特性を活かした「まちづくり」を考えてほしい。</p> <p>【他、同趣旨25件】</p>	<p>共有しながら、着実に進めていきます。</p> <p>また、まちづくり方針の策定等に当たっては、荻窪駅周辺の商業地とその背後に広がる住宅地との土地利用や都市基盤の状況等の差異を考慮するなど、検討区域の特性や課題を踏まえた検討を行っていきます。</p>
	<p>『荻窪まちづくり懇談会』や『荻窪まちづくり会議』は公募の人たちが入っていることは良いが、「幅広い年代の区民が参加できる機会をつくり」を担保するようなしくみが現在無いこともあり、年代に偏りがある。</p> <p>【他、同趣旨2件】</p>	<p>荻窪駅周辺まちづくりについては、地域の方々とまちの将来像を共有しながら進めていく必要があると考えています。そのため、今後も、「荻窪まちづくり会議」の運営の支援を始め、幅広い区民の皆さまが地域のまちづくりに関心を持ち、参画できるよう工夫に努めていきます。</p>
	<p>荻窪駅の南北交通は、デッキ案や高架化、地下化などは実現性に乏しく、又財政的にも私たちの税金を無駄に使うことになる。多額の出費が予想される大規模なハード整備は必要ない。</p> <p>【他、同趣旨7件】</p>	<p>今後、「荻窪まちづくり会議」からの構想の提案を踏まえ、まちづくり方針の検討を行う中で、駅の北と南の交流促進に向けて、ハード・ソフトの両面から検討していきます。</p>
	<p>魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり等について、施策間の関連、優先順位が不分明であり、安全・安心が「まち」の最大の魅力である。標題に「安全・安心を最優先した」を加えてほしい。</p>	<p>区民の生命・財産を守ることが区民福祉向上の基礎という認識に基づき、総合計画の1つ目の目標として「災害に強く安全・安心に暮らせるまち」を掲げ、その実現に向け、施策1～3では、安全・安心に関わる取組を掲げております。施策6の「魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり」では、安全・安心のまちづくりに加えて、住宅都市としての価値をさらに高めていくために、まちの利便性の向上やにぎわいの創出など、暮らしやすさや魅力あるまちづくりに関わる取組を掲げています。</p>
	<p>シティ・セールスの観点から、区内の地域資源や産業施設のネットワーク化と、それらの効果的な情報発信が非常に重要なので、現在、区内産業団体等で地域経済活性化を目的に推進している「中央線あるあるプロジェクト」について、支援の強化をお願いしたい。</p>	<p>区内産業団体や企業、NPO等とともに、都市観光の観点から杉並区の魅力をPRする、「中央線あるあるプロジェクト」を引き続き推進していきます。</p>

項目	意見の概要	区の方考え方
	<p>「杉並らしさを活かした観光事業の推進」に次の文言を追加してほしい。「住みやすさ」、「落ち着いた」、「安心感のある」、「都心に近い」、「杉並区内にある遺跡・神社等の史跡ならびに杉並区にゆかりのある文化人に関わりのある建物などをリストアップし、区民、東京在住の外国人に知る区ロードなどを活用して効果的に発信していきます。」</p>	<p>今後の事業運営の中で参考とさせていただきます。</p>
	<p>「杉並らしさを活かした観光事業の推進」の次の文言を変更してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中央線沿線」という表現は具体的ではないので、工夫して欲しい。区に中央線が走るのには誇らしいが、他の沿線もあるので。</li> <li>・「コンテンツ」、「メディア」は、日本語で表記してほしい。</li> <li>・文言追加: 中央線沿線を・・・文章改定・・・「杉並」ということを認知してもらえるように発信していきます。</li> <li>・文言削除: また杉並ナンバーの普及を促進し、杉並の知名度を高めます。</li> </ul>	<p>当該事業の内容に照らし適切な文言であると考えますが、注釈を入れるなど表記を工夫します。</p> <p>また、杉並ナンバーの普及は、杉並の知名度向上に寄与し、来街者の増加につながるものと考えます。</p>
	<p>「杉並らしさを活かした観光事業の推進」について、「観光」という言葉がもつ印象を考え直す(捉え直す)必要がある。「観光」という視点でどこに行けば情報が得られるのかなど、情報発信に工夫(周知)が必要ではないか。</p>	<p>平成25年度から開始した、中央線4駅等の魅力を広く紹介する「中央線あるあるプロジェクト」を推進するほか、観光情報を発信するための拠点を整備し、情報発信の一層の強化に取り組みます。</p>
	<p>「杉並らしさを活かした観光事業の推進」に関して、杉並芸術会館(座・高円寺)の地域活性化事例は、まちづくり懇談会(H24年12月から開催)での結論にもあったように、あんさんぶる荻窪でもできたはずである。にぎわい創出と観光情報発信のための拠点整備は、全ての(特に駅前、駅近の)“区の施設”において、知恵をしばって対応してほしい。</p>	<p>今後の事業運営の中で参考とさせていただきます。</p>
<b>施策7 地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興</b>		
	<p>区内での消費を促進する「Buy すぎなみキャンペーン」を行ってほしい。</p>	<p>「BUYすぎなみの推進」については、産業振興計画の中で既に計画化しており、今後、区内産業経済団体と連携しながら、具体的方策について検討していきます。</p>



項目	意見の概要	区のお考え方
	高齢者が多くなっている町で、自宅の周辺に商店が営業を続けてくれる事は大切である。特養など特別な介護を受けずとも、自宅介護で生活している高齢者も大勢いる。その為にも、歩いて行ける近くの店舗が必要だ。	商店街は、日常生活に必要な商品・サービスを提供するだけでなく、まちの安全・安心やにぎわいを創出するなど「地域コミュニティの拠点」としての役割・機能を果たしています。このような役割・機能が維持できるよう、商店街支援に引き続き取り組んでいきます。
	井草地域の関係者が協力し、地域資源を活用してまちの魅力と価値を高め、活性化を図る事業「井草ガーデンタウンプロジェクト～花と緑にあふれる井草地域の実現」に対し、予算措置を伴う区の支援をお願いしたい。	地域・経済活性化事業助成制度を設け、事業の実施団体である「花と緑のステキなまち井草協議会」への支援を行っています。
	緊急経済対策融資制度の継続、拡充をしてほしい。	資金ニーズにより的確に対応できるよう、緊急経済対策融資を含め産業融資資金制度全体の拡充・見直しを行っています。
	労働人口・昼間人口を増やし、地域の活性化につながる施策として、企業の本社機能、オフィス、研究機関等の誘致に取り組んでいただきたい。	区内で活用できる大規模な土地は少なく、誘致は難しい状況ですが、企業等から相談があれば協力していきたいと考えます。
<b>目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち</b>		
<b>施策8 水とみどりのネットワークの形成</b>		
	杉並の資産である、緑が施策に取り上げられているのは喜ばしいが、水害が懸念される善福寺川の「人と自然の共生」が課題である。自然保護の知見と技術について十分に情報を集めた上で計画を進めていくべき。	善福寺川及び和田堀公園は、昭和30年代より東京都が整備を進め、現在のような形に至っています。現在、工事中の河川整備は、流域で多発する水害の防止軽減のため、両施設の整備初期の段階から計画され、下流域の河川整備進捗に伴い、工事実施が可能となったものです。区においても、水害対策と併せて、公園の環境を維持することは重要と考えており、都に対し、工事に際しては樹木の伐採等を必要最小限に留め、河川整備後のみどりの再生について働きかけていきます。
	子どもたちが自由に遊べるよう、公園の禁止事項をもう少し減らしてほしい。子どもを大切にす政策は、ほかの区より特徴のある街作りにもなると思う。	公園を利用する方と公園周辺や他の利用者の方が、お互い安全で安心できる公園づくりが重要と考えています。今後は、区内公園を活用し、子どもたちが自分たちのアイデアや創造力を活かしながら自由に遊びをつくり出すことができる「(仮称)子どもプレーパーク事業」の実施や、乳幼児が安全・安心に遊べるエリアの整備を行なっていきます。

項目	意見の概要	区の方考え方
	<p>東京都が進める都市計画高井戸公園の整備に関連して、杉並区には、地域住民や関係者の意見を踏まえつつ、道路環境の改善など周辺まちづくりの課題解決に取り組むようお願いしたい。</p>	<p>防災拠点となる高井戸公園へのアクセス等、周辺の道路環境の整備は必要であると考えています。そのうち、都市計画道路については、現在、都区内で検討を行っている第4次路線の選定に向け、新たに整備すべき路線の調査・検討を行うなど、地域住民等の意見を聞きながら道路環境の改善に向け取り組んでいきます。</p>
	<p>杉並らしい歴史風土の伝承のため屋敷林・農地等計画性のある取組を望む。</p>	<p>杉並区のみどりは、杉並の原風景ともいえる屋敷林や農地といった民有地のみどりが全体の7割を占めています。このまとまりのあるみどりを後世に引き継いでいくことが、みどり豊かな住宅都市の実現に欠かせないと考えています。そのため、モデル地区を定め、杉並らしい風景のシンボルである屋敷林や農地の保全に取り組んでいきます。</p>
	<p>現状の緑を守り、水と緑のネットワークを区内に網羅する計画をたて実行してほしい。</p>	<p>みどりの保全や創出は重要と考えており、まちづくり基本方針、みどりの基本計画、みどりのベルトづくり計画などを策定し、ネットワークづくりを進めてきました。今後も、水とみどりのネットワークの形成に取り組んでいきます。</p>
	<p>和田堀公園の再編事業等、区と都が連携を取り合って工事を進めてほしい。</p>	<p>都立和田堀公園は、区の中央部に位置し、区民の憩いとやすらぎの場所となっています。今後も都に対し、整備・促進を働きかけていきます。</p>
	<p>道路緑化について国は高木を重視し低木をなくす方向性だが、低木の役割を考え(大気汚染の改善の為に)高木の中に低木を混ぜる街路樹対策をしてほしい。</p>	<p>街路樹には、まちの景観を向上させ、交通騒音低減や大気浄化の効果があり、夏季には歩行者に日陰をもたらすなど様々な機能があります。区は、「まちづくり基本方針」で、幹線道路や都市計画道路の緑化に努め「みどりの軸」の形成を図るとしており、道路緑化は大変重要なことと認識しています。一方で、交通安全の確保も必要であり、国の基準見直しの動きも安全への配慮が理由の一つであると理解しています。</p> <p>杉並区が管理する道路は、決して広いとは言えない状況にあり、道路緑化も厳しい条件のもとで進めていますが、地域の方々の意見をできる限り考慮し、高木・低木を組み合わせる等、調和のとれた緑化となるよう努めていきます。</p>

項目	意見の概要	区の方考え方
	<p>近年「生物多様性の危機」が問題になり、日本も国家戦略を立ち上げ、各地方自治体にもその取り組みを義務づけている。杉並区も区内の自然環境の状況をしっかりと把握し、次世代の為に自然環境の質を高め、生物多様性を向上させる必要があるが、現状と課題から抜け落ちている。「みどり」が平仮名表記されているのは、元々緑被率や公園の面積だけではわからない生態系全体を捉え、その充実を計ろうとした事がきっかけだが、その内容に触れていないのはおかしい。施策目標には緑被率と公園面積しかあげられておらず、みどりの質の充実の指標にはならない。区に残されている自然環境の実態は自然環境調査などで継続的に調査し、その実態に基づき生物多様性戦略や水とみどりのネットワーク形成を行っていくべき。未来を引き継いで行く子ども達の教育の為に、大人社会がまず自分たちが住まう地域の自然環境を保全するという姿勢が非常に重要。行政は特に広い視野に立った必要性を区民全体に訴え、自らも施策に反映していくべき。</p>	<p>区は、水とみどりのネットワークの形成において、生物多様性への配慮は重要と考えています。今後もみどりの育成・創出とあわせ、自然環境調査や生き物生息場所の保全など生物多様性の視点を踏まえ、さまざまな施策に取り組んでいきます。</p>
	<p>希少な植物だけでなく、昆虫なども含めた生態系として環境保全をしてほしい。公園などの樹木についても、適切な管理が必要。ボランティア団体などの協力や業者への委託も求められると思うが、その場所の環境や樹種によって、手を入れるタイミングや手法など、適切な技術が必要。</p> <p>公園などの管理は行政が責任をもっているのだから、自然環境調査などに基づいた、その場所ごとのそれぞれの樹木や草の特性、景観や生態系におけるそれぞれの役割などを掌握して、適切な手入れの指導をしてほしい。</p>	<p>区は、公園をはじめ、他の公共施設についても植物の特性や景観、生態系等に配慮した手入れを行ってきましたが、今後もこれらの視点で区民と協働し、適切な手入れに取り組んでいきます。</p>
<b>施策9 持続可能な環境にやさしい住宅都市づくり</b>		
	<p>太陽光発電設備と家庭用燃料電池への助成は、現在それぞれへの個別支援となっているが、区内の住宅の省エネ性・環境性をより高めるために、両方の設備を併設する「W発電住宅」へのインセンティブ策の導入を意見提言したい。</p>	<p>太陽光発電機器と家庭用燃料電池を併設するいわゆる「ダブル発電」は、区内におけるエネルギーの安定的な創出に寄与する有効な手段であると考えていますが、いずれの設備も高額であることから、区としてはそれぞれの機器の普及を促すため、各機器の設置費用に対し一定の助成を行っているところです。更なるインセンティブ付与については、考えていません。</p>

項目	意見の概要	区の方考え方
	太陽光を主とする自然由来の発電設備は、天候・時間に大きく発電能力が左右されることから、より現実的な低炭素社会実現のためにガスコージェネレーションシステム(CGS)の導入促進を意見提言したい。	ガスコージェネレーションシステム(CGS)の一形態である家庭用燃料電池に対する助成について計画化しています(低炭素化推進機器設置助成)。
	住宅の省エネ化はCO2の削減に大きな効果があるので、NPOや事業者とともに省エネ住宅の有効性をPRし、具体的な省エネ機能の普及啓発事業を拡大する。	省エネ住宅の有効性については、既にNPO、事業者等と協働してCO2の削減効果等について周知啓発・普及活動を実施しており、引き続き取り組んでいきます。
	家庭の省エネ診断を実施し、リフォームまでの道筋を作り、その成果を公表する。	省エネ診断については既に実施していますが、リフォームについては被診断者の判断によるため、現在以上の取組は考えていません。
	省エネ住宅新築・リフォーム時の支援について、住宅の不燃化・耐震化と同様の支援と助成を行う。	省エネ法の改正により住宅新築時の省エネ化が義務化されることから、支援については今後の課題と考えています。
	「東京ソーラー屋根台帳」を使って太陽光発電の普及を図る。	ソーラー屋根台帳については正確性に課題はありますが、太陽光発電導入を検討するきっかけとして一定の効果が認められるため、既に今年9月から省エネ・節電相談で活用し、太陽光発電の普及に努めています。
	エネルギー使用量の削減や効率的な利用など、家庭におけるエネルギーのベストミックスについて総合的な相談・アドバイスができる常設のエネルギー相談所を開設する。	年間30回程度、事業者、NPO等と協働でエネルギーに関する相談を実施している他、26年度からは電話予約による相談も開始しているため、常設の相談所は考えていません。
	太陽光発電の設置助成方法について、設置者が省エネをしてCO2の排出を減らすことを促すような内容に給付方法を変更する。	太陽光発電設置者に対するアンケート結果では、設置後に一層省エネ意識が高まり、家族で省エネに取り組んでいるとの回答が70%を超えていることから、設置による省エネ効果が見込まれるため、給付方法を変更する考えはありません。
	環境学習の推進について 自然環境調査・河川生物調査については、小中学生のみの調査だとかえって環境を破壊するおそれがあると思われる。専門知識をもった調査員の調査と平行して、小中学生による身近な場所の自然環境調査を行い、それらのデータを比較して環境に対する意識を育てるということであれば、大変意	自然環境調査における小中学生の調査では、専門知識のある方の同行を求め、環境保全に配慮しながら実施いたします。 また、調査については、従来の調査体制を維持して実施します。

項目	意見の概要	区の方考え方
	義があるのでそのようにしてほしい。また、従来の5年ごと2年間の専門知識を持った調査員の調査は続けてもらいたい。	
<b>目標4 健康長寿と支えあいのまち</b>		
<b>施策12 地域医療体制の充実</b>		
	「在宅医療体制の充実」について、高齢者のみではなく、障害児(者)についても明確に対象としてほしい。特に医療的ケアを必要とする障害児(者)は在宅医療体制の重点対象としてほしい。	医療的ケアの必要な方に対する在宅医療・救急医療体制につきましては、今後、当事者団体や杉並区医師会の意見を聞いた上で検討していきます。
	医療的ケア者に対する救急医療体制を確保してほしい。医師会による重症心身障害児(者)対応当番医制度を作ることはできないか。(休日当番医制度を重症心身障害児(者)・医療的ケア児(者)に対応させたようなもの)	
	<p>高齢者は自らの健康維持、生活維持のために基本的に最大限の自助努力をしているが、問題は、家族や近隣、友人らの力の及ばない複雑高度な医療と介護、認知症対応、長時間対応などを、支え得る「公助」が得られるかということである。</p> <p>「3 在宅医療体制の充実」については、重点とされているが、「連携強化」と抽象的で、在宅高齢者の緊急必要時に迅速・的確な対応が準備されるのか、危惧を感じる。</p>	高齢者の在宅生活を支えるため、医療・介護関係機関が緊密な連携体制を築き、入院時から退院後の在宅生活においても切れ目のない医療を提供できるよう、医師会等と協議し、在宅医療体制を充実していきます。また、緊急時についても、中野・新宿を含めた広域的な医療圏で、救急患者の迅速な受け入れを図るなど、医療体制の構築に努めています。
<b>施策13 高齢者の社会参加の支援</b>		
	高円寺地区は高齢者の健康づくりの場がない。2～3時間自由に会合できる場所が欲しい。学校の教室等を使わせてもらえれば、高齢者の活動の活性化が図れると思う。	高齢者の活動拠点としてゆうゆう館のほか、高円寺地区には、高円寺北区民集会所、セシオン杉並内にも軽運動室や体育室、集会室などがあり、「健康づくりの場」や「会合できる場所」として使用が可能です。
<b>施策14 高齢者の地域包括ケアの推進</b>		
	現在の生活支援サービスの要件緩和、利用の拡大により、介護予防のみならず、要支援の重症化を防ぐことも可能となり、結果として区財政の軽減化に繋がると考える。	介護予防事業については、今回の介護保険制度改正により新しい総合事業に移行いたします。現在策定を進めている第6期介護保険事業計画の検討においてご意見を参考にいたします。

項目	意見の概要	区の方考え方
	<p>区として、継続してほしい介護予防事業を、どこがどのように運用するのか、その点も計画案に加えてほしい。</p> <p>【他、同趣旨1件】</p>	
	<p>老々介護・子ども(孫)が介護するのは限界があり、仕事もできないので、在宅介護方針には反対である。これからは、高齢者の一人暮らしが益々増えるので施設介護を進めて欲しい。70歳以上は、収入に応じた負担で誰でも入所できるようにしてほしい。</p>	<p>区はこれまで14箇所の特別養護老人ホームを区内に整備するなど、積極的に高齢者の施設整備を進めてきました。今後も、施設での介護を必要とする高齢者の支援として、特別養護老人ホームをはじめとする多様な施設整備に取り組みます。</p> <p>また、平成25年度に実施した高齢者実態調査では、6割以上の高齢者が、いつまでも住み慣れた住居で生活したいという希望しています。区はこれからも、ショートステイやヘルパーの派遣等の介護者の負担を軽減する支援を充実させるとともに、地域のボランティア・NPO等による高齢者の見守り等の生活支援サービスの開拓を行い、併せて、医療と介護の連携による一体的なサービスが提供できるよう取り組みます。</p>
	<p>2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築が求められており、特に生活支援サービスについては、NPO・ボランティア等を含めた多様な主体による地域ニーズにあった重層的なサービスが必要である。サービス提供の担い手として、元気な高齢者にも参加してもらうことで、社会参加・地域貢献の機会となる介護予防にもなる。</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築のためには、健康寿命の延伸を実現し、元気な高齢者にも地域の支えあいの担い手として、社会参加、地域貢献していただくことが重要と考えています。</p> <p>今後も、長寿応援ポイント事業やすぎなみ地域大学の講座等の実施により、生活支援サービスを含めた地域の支えあいにつながる担い手づくりを進めていきます。</p>
	<p>地域に多様なサービス(地域資源)をつくり出し、ネットワーク化し、ケア24と連携しながら地域づくりを行うことが、地域包括ケアシステム構築の一助となる。そのための運営費やコーディネーター費用などの継続的な区の支援を望む。</p>	<p>地域包括ケアシステムを構築するためには、NPOやボランティア等の地域の多様な主体を含めた地域資源の開拓が必要です。そのために地域包括支援センターに、(仮称)地域包括ケア推進員を配置し、サービス資源の開拓とネットワークの構築を進めていきます。</p>
	<p>高齢者は健康維持・生活維持のため自助努力をしているが、問題は、家族や近隣、友人の力の及ばない複雑高度な医療と介護、認知症対応、長時間対応を支える「公助」が得られるかである。</p> <p>子ども・子どもの配偶者の介護離職は介護保険制度の根本的目的に反し、社会的損失を生むもの</p>	<p>今回の介護保険制度改正においても、専門的な支援の必要な高齢者の支援については、介護保険制度のサービスの中で対応するとしています。</p> <p>要介護状態の高齢者もその家族も住み慣れた地域で住み続けられる体制を構築していくことが必要であると認識しています。介護者であっても、可能</p>

項目	意見の概要	区の方考え方
	<p>であり、地域包括ケアシステムの質と密度について格段の体制を組むことを切望する。地域包括支援センターへの地域づくり担当配備は現在3所であく、計画では「拡充」としているが、数値が示されていないので不安である。</p> <p>【他、同趣旨1件】</p>	<p>な限り仕事を続けられる仕組みについても検討していく必要があると考えています。</p> <p>地域包括支援センターへの(仮称)地域づくり推進員については、ご意見を踏まえ平成27年度から20所すべての地域包括支援センターに「(仮称)地域包括ケア推進員」として配置することとし、計画を一部修正いたします。</p>
	<p>来年度の制度改正に向けて、要支援1、2の方への生活支援サービスの充実を求める。最低でも週一回2時間程度の委託ヘルパーの派遣を原則として、ボランティアは補完的の制度と考えるべき。</p> <p>【他、同趣旨1件】</p>	<p>今回の介護保険制度改正においても、専門的な支援を必要とする高齢者の支援については、介護保険制度のサービスの中で対応することとしています。その他の生活支援サービスについては、新しい総合事業として、多様なサービスを整備していきます。</p>
	<p>ケア24のすべてを民間にまかせるのではなく、区直轄のケア24をつくるべきである。職員が直接かかわることで、介護の問題点を把握し、杉並区の高齢者施策を更に充実させることができると思う。</p> <p>【他、同趣旨1件】</p>	<p>区は20所の地域包括支援センターを統括する基幹型地域包括支援センターの機能を担っています。今後も、20所全ての地域包括支援センターの運営方針の提示や困難事例の対応支援を行うとともに、区と各地域包括支援センター同士の連携を深め、今後も高齢者施策の充実のための対応を工夫していきます。</p>
	<p>配食は、単なる食事の手渡しではなく、高齢者本人とその家族とのふれあいから得られた数々の情報が、より緻密な支援につながるが、現在の区の配食事業は、区予算の縮小により事業者委託となり、低価格設定で、量も制限されており、肝心の安否確認については、「見守り」の役割が果たされているか、疑わしい例もある。</p> <p>杉並区が「共助」…ボランティア(助け合いネットワーク、安心協力員)を唱導するからには、「見守り」としての配食事業の拡大と充実に格段の援助をすべきだと考える。</p> <p>【他、同趣旨1件】</p>	<p>見守り配食サービスは、心身の状態により調理・買い物等が困難なひとり暮らし高齢者等に対し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、単に配達するだけでなく、安否確認や継続的な健康状態等の見守りを行うものです。今後も事業者に対し取組趣旨の徹底を図るとともに、事業実施の状況を確認・評価し、適切な履行を確保していきます。</p>
	<p>区独自事業の「ほっと一息家族介護者」「安らぎ支援」その他などを更に充実させることを切望する。また、事業が、区広報、ケア24、ケアマネージャー等によって区民に周知され、活用されるよう徹底を図ってほしい。</p> <p>【他、同趣旨1件】</p>	<p>区の独自事業については、これまでも利用実態等を踏まえ、要件を緩和するなど充実に努めています。今後もニーズ等を見極めながら必要な見直しを図っていきます。また、事業については各種パンフレットを作成し、ケア24・ケアマネージャー等を通じて一層の周知に努めます。</p>

項目	意見の概要	区の方考え方
	<p>社会保障制度改革の推進に関する法律が国会に提出され、必要な措置を29年度までを目途に順次講ずるとのことだが、高齢者の福祉施策はこの先どう変わっていくのか不安である。</p> <p>“地域包括ケアの推進”“在宅支援の仕組みづくり”など区の取り組み如何によって、高齢者の最期は幸・不幸の分かれ目となる。区の今後の力量発揮に期待している。</p> <p>【他、同趣旨1件】</p>	<p>急速な高齢化の進展により、今後一層、単身世帯、高齢者のみの世帯や要介護高齢者が増加すると予測しています。そのため高齢者が地域で安心して生活できるために、医療と介護をはじめとする日常生活を支援する様々なサービスが適切に提供される「地域包括ケアシステム」を早期に構築し、その充実を図れるよう取り組みます。</p>
	<p>今後の在宅療養者数の増大、特に認知症の増加などにも対応できるよう、地域医療の往診医や訪問看護師の十分な配置を求める。</p> <p>【他、同趣旨1件】</p>	<p>介護保険法改正により、高齢者の在宅での生活を支えるための在宅医療の推進や認知症対策の更なる充実を地方自治体が主体的に実施するための制度改正がなされました。往診医や訪問看護師の充実については、引き続き、医師会等の関係団体に要請をしていきます。</p>
	<p>「地域包括支援センターの機能強化」で、認知症高齢者・家族の支援のほか、「区民・地域への周知」を追記すべき。</p>	<p>地域包括支援センターは高齢者の生活に関する相談を受け、適切なサービスに繋げる役割を担っています。地域に親しまれ、気軽に相談できる地域包括支援センターとしてその利用が更に拡大されるよう、引き続き区民・地域への周知をしていきます。</p>
	<p>「地域包括支援センターの機能強化」で、推進委員を「配置」→「共育」に修正を。</p>	<p>(仮称)地域包括ケア推進員の配置により地域包括支援センターの機能強化を図り、多職種協働の連携強化とともに地域主体の地域づくりを行うことを意図した取組です。</p>
	<p>「地域包括支援センターの機能強化」で、地域包括支援センターの機能だけではなく、既存の組織・仕組み(民生委員等)との連携を追記すべき</p>	<p>地域包括支援センターは、地域包括ケアの推進における中核的機関として、町会や民生委員等の地域の方々や医療、介護関係機関等の多職種の方が参加するさまざまな会議等を通じて連携を図っていきます。</p>
	<p>高齢者施設の増強も必要だが、同時に地域での高齢者の支援を地域包括支援センターが中心になって強く進めてもらいたい。</p> <p>地域包括支援センターの機能強化は重点であるが、行動力の強化について急いで実現していく必要がある。</p> <p>「ケア24」は高齢者の「生活・医療・介護相談セン</p>	<p>地域包括支援センター(ケア24)に(仮称)地域包括ケア推進員を配置し、地域の実情に応じた生活支援サービスを、ケア24職員が地域の人材と協働して提供します。また、ケア24では高齢者の生活を支えるための総合相談を実施しており、様々な相談に適切に対応できるよう、適宜研修等を実施し、ケア24の職員の知識・能力の向上を図ります。</p>



項目	意見の概要	区の方考え方
	<p>ター」として、生活の状況に合わせてその人と相談して、地域の協力をとりつけたり、ボランティアに頼んでみるなどの行動力をもっと強化し、広報や告知をして地域の高齢者のセンターとして急いで機能を確立すべき。</p> <p>医療機関の紹介や相談、最近多い特養ホームや民間の施設の利用の相談などにものれるようなものにしてもらいたい。</p>	
	<p>今後、孤立しがちな高齢者の孤独死増が予想される。</p> <p>かつては、保健師が地域に出て、高齢者の心身の健康や生活実態を把握し、必要なサービスにつなげる仕事をしてきたが、その仕組みを再構築することを提言する。</p>	<p>安心おたっしや訪問により、地域の高齢者と民生委員、ケア24職員や区職員との相談しやすい関係づくりを行うとともに、必要な支援やサービスにつなげています。また、そのほかにも高齢者を見守り、孤立化を防ぐために、たすけあいネットワーク(地域の目)や見守り配食サービス、高齢者安心コールなどの事業を実施しています。今後も、地域住民、民間事業者、区による重層的な見守り体制を強化していきます。</p>
<b>施策16 障害者の社会参加と就労機会の充実</b>		
	<p>医療的ケア者の増加に対応するとあるが、具体的には何を行うのか。</p>	<p>導尿や経管栄養など医療的なケアに対応した施設を整備し、さらに対応可能な医療的なケアについても検討します。</p>
	<p>施設の増加は需要に追いつくのか。根拠となるデータを区は把握しているのか。</p>	<p>特別支援学校卒業予定者数の将来動向や過去の通所施設利用実績から需要の推計を行い、計画的に施設を整備します。</p>
	<p>通所施設に人工呼吸器使用者も受け入れるのか。</p>	<p>人工呼吸器使用者については、現状では対応が困難です。今後、人工呼吸器使用者を含めた医療的ケアの必要な方への対応について、更に検討していきます。</p>
<b>施策17 障害者の地域生活支援の充実</b>		
	<p>入所施設において人工呼吸器使用者の受け入れを可能にしてほしい。</p>	<p>人工呼吸器使用者については、現状では対応が困難です。今後、人工呼吸器使用者を含めた医療的ケアの必要な方への対応について、更に検討していきます。</p>
	<p>障害児のグループホーム・入所施設の整備とあるが、増大する需要に追いつくのか。根拠となるデータはあるのか。</p>	<p>これまでのグループホームや入所施設への申込み状況等からその需要を推計し、計画的に整備を進めます。</p>
	<p>介護者のレスパイト体制を確保してほしい。自宅でのケア代行事業や、ショートステイ枠の拡充を行ってほしい。ショートステイについては、区内医療</p>	<p>重症心身障害児(者)在宅レスパイト訪問看護実施事業所を拡充し、ショートステイを利用しにくい方を支援します。</p>

項目	意見の概要	区の考え方
	機関や天沼3丁目新施設の活用により実現できないだろうか。	ショートステイの拡充について、事業所や利用者との協議の上、既存の施設を活かすことで対応し、利便性の向上を図ります。
<b>施策18 地域福祉の充実</b>		
	「災害時要配慮者支援の充実」について、緊急通報システムの対象者を拡大してほしい。重症心身障害児(者)などの医療的ケア者を介護している世帯に対する適応はできないか。	一人暮らしなどの重度身体障害者世帯等に対して、病気などの緊急事態の際、民間警備会社に通報できる緊急通報システムを設置しています。災害時には、重度心身障害者の方については、現在でも本人の申し出により地域のたすけあいネットワーク(地域の手)への登録が可能です。
<b>目標5 人を育み共につながる心豊かなまち</b>		
<b>施策19 地域における子育て支援拠点等の整備</b>		
	井ノ頭線沿線には子育て中の保護者のための授乳スペース等が少ないように感じるので、増やしてほしい。	保健センターや地域区民センター、図書館等の区立施設に授乳スペースを設置しており、区ホームページ内の区内のバリアフリー情報サイト「いってきまっぷ」等でご案内しています。
	<p>総合計画の主な取組の「新たな地域子育て支援拠点等の整備」を修正してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域子育て支援拠点のイメージが沸かないので修正すべき</li> <li>●「再編後」を削除(児童館の縮小は反対)</li> <li>●「学校等との連携・協力」を「学校等との連携、地域の人との協力」、「支援をしていきます」を「支援をします」に修正</li> </ul>	<p>新たな地域子育て支援拠点である(仮称)子どもセンターについては、区立施設再編整備計画に基づき、身近な地域で子育て支援サービスの利用相談・情報提供を行うため、平成27年度に5所の保健センター内に整備し、平成28年度以降、現在の児童館施設等も活用して段階的に14所程度を整備することとしています。</p> <p>なお、現在、保健福祉分野の施策・事業を総合的・体系的に明らかにする「保健福祉計画」を改定しているところですが、その計画において、改めて、具体的内容等を示していきます。</p>
	(仮称)子どもセンターに行かなくても子育てサービスの情報が得られるよう、区ホームページの充実を図ってほしい。	現在も区独自の子育て情報ポータルサイト「すぎなみ子育てサイト」や保育に関する情報を掲載した「保育ほっとナビ」等の情報提供を行っていますが、引き続き、子育て関連情報の充実に努めていきます。
	子育て世代のみならず、十代・二十代の若者が子育てをイメージできるような取組や、子育てを通じた多世代共存のための場づくりを進めてほしい。	現在も、学校等において「中・高校生と赤ちゃんふれあい事業」を実施しており、今後も、こうした事業を定期的・継続的に実施するほか、多世代参加型の地域行事等の実施を支援していきます。

項目	意見の概要	区の方考え方
	「子育てに関わる様々な団体や家庭、学校等の連携・協力」をもう少し具体的におしえてほしい。	実行計画案に掲げた地域子育てネットワーク事業を通して、各小学校区域で児童館等を核に、地域住民等との協働による地域伝統行事等を実施して世代を超えた人々の交流を促進します。併せて、関係機関及び地域の子育て支援団体等で構成する連絡会を定期的を開催するなど、地域で子育て家庭を見守り、支援するネットワークづくりを推進します。
	児童館機能の一部を小学校に移す場合、校舎内の空き教室を活用するだけでは現在の児童館施設と比較して不十分である。	学童クラブ及び小学生の放課後等居場所事業を小学校で実施するに当たっては、余裕教室のみならず、当該校の実情等を踏まえて、校庭や体育館、特別教室、図書室等の活用を図るとともに、学童クラブ利用児童と他の小学生との交流機会を確保するなど、児童の健全育成環境を一層充実させていきます。
	ゆうキッズ事業は、引き続き徒歩圏内で実施すべきであり、現在の児童館で行ってほしい。 【他、同趣旨4件】	「ゆうキッズ」を含む乳幼児親子の居場所事業は、児童館再編後も引き続き、小学校の通学区域単位を基本とした身近な場所で全体として現在と同規模の実施場所を確保するとともに、事業内容の拡充を図っていきます。
	「子ども・子育てメッセ」は、大量に親子をあつめ、幼児の緊張助長・病気感染の恐れなど、無駄で無益だと思う。	子育て支援に関する情報交換と交流の場である「子ども・子育てメッセ」の来場者は年々増加しています。今後の開催に当たっても、引き続き、親子で楽しめる環境づくりに努めるほか、感染症予防を含む危機管理対策を適切に行っていきます。
<b>施策20 妊娠・出産期の支援の充実</b>		
	生まれた子が入院した場合や障害を持っていた場合における保護者への支援を充実してほしい。入院先の医療機関(ソーシャルワーカー等)と連携してフォローできないだろうか。	ご意見のようなケースには、保健センターの保健師が相談に応じており、必要に応じて適切な支援につなぐこととしています。今後とも医療機関等との連携を図りながら適切できめ細やかな支援に努めていきます。
<b>施策21 子育てセーフティネットの充実</b>		
	ひとり親家庭の生活は不安定になりがちであり、相談のみならず具体的な援助を進めるべき。	計画案で示したとおり、個々のひとり親家庭の状況等に応じて日常生活支援のほか、就労支援等の自立生活に向けた支援を図っていきます。
<b>施策22 就学前における教育・保育の充実</b>		
	夜20時頃まで子どもを預けられる保育施設を整備してほしい。	保護者の多様なニーズに応えられるよう、延長保育や一時預かり等の保育サービスの充実を計画的に図っていきます。

項目	意見の概要	区の方考え方
	保育の待機児童解消に向け引き続き保育施設の整備を進めてほしい。	今後も、保護者のニーズの高い認可保育所を核とした保育施設の整備を計画的に進めていきます。
	保育施設の整備は認可保育所を中心に進めるべき。 【他、同趣旨1件】	ご意見を踏まえ、新たに公有地を活用した区立保育園の整備により保育の受入定員を更に拡充することとし、保育施設の整備計画を一部修正いたします。
	現在の認可保育所と新たに実施される地域型保育事業とで、保育環境に格差が生じないようにしてほしい。	区における地域型保育事業の認可基準は、原則として定員19人以下という小規模保育であること等を考慮しつつも、保育の質と運営上の安全・安心を確保する視点に立って定めています。
	保育の必要性の認定基準策定に当たっては、子どもが保育を受ける権利が損なわれないようにしてほしい。また認定証交付までの期間は、極力、短縮してほしい。	区における保育の必要性の認定基準は、国の基準等を踏まえて定めており、認定証の交付事務を含め、適切に運用していきます。
	子ども・子育て支援新制度の実施に当たっては、十分な移行期間を設けてほしい。	地域型保育事業の実施等に当たっては、円滑な制度移行を行うため必要な経過措置を設けています。
	子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、手続きや保育料などに関わる保護者の負担が増大することのないようにしてほしい。	保育の認定及び入園申込みの受付は、保護者の利便性を考慮し、基本的にワンストップ型で対応します。また、新制度に基づく保育園等の保育料については、現在の保育料体系を基本に、必要な見直しを検討していきます。
	医療的ケア児を含む障害児が入れる保育園を増やしてほしい。	本年9月に全国初となる医療的ケアが必要な重度心身障害児を受け入れる保育対応型児童発達支援事業所が区内に新規開設したところであり、その円滑な運営支援に努めていきます。また、計画案では、区立保育園の障害児指定園を増やし、中・軽度の障害児の受け入れ拡大を図ることとしています。
	病児保育について実行計画期間内に2か所では少なすぎる。	病児保育については、現在の1所から、平成27年度に1所増やすこととしており、今後のニーズ等を踏まえて必要な拡大を図っていく考えです。
<b>施策23 障害児支援の充実</b>		
	「重症心身障害児対応型児童発達支援事業所の設置」とあるが、これは「障害児保育園ヘレン」と同様、民間事業所を誘致するというのか。保護者の就労支援は重要だが、杉並区内には医療型児童発達支援が実施されていない。増加する医療的ケア児が居住地で療育を受けられるように、医療型児	重症心身障害児対応児童発達支援事業所については区が整備を行い、運営は民間事業者へ委託をする予定です。

項目	意見の概要	区の方考え方
	<p>児童発達支援センターを設置してほしい。</p>	
	<p>こども発達センター(児童発達支援センター)の現状は、定員を大幅に超過しており、通所を希望しているが果たせない待機者がいる、同規模の児童発達支援センターを区北部に新設してほしい。</p>	<p>民間の児童発達支援事業所の整備を進め、重度と軽度の障害児療育の受入先を区と民間施設とで分担するとともに、保育士等への療育の助言等を行う障害児が在籍する保育所等への訪問支援等を強化し、こども発達センターの受入人員の適正化を図っていきます。</p> <p>一方で、重症心身障害児の療育希望者が増加していることから、実行計画で平成27年度に1所、重症心身障害児対応児童発達支援事業所の設置を計画しています。</p>
	<p>こども発達センターたんぼぼ園の送迎バスは送迎時間が片道間以上となる場合もあり、バスの増便やピストン輸送など何らかの対策を取ってほしい。また医療的ケア等を理由として自力による通園をしている人に対して、タクシー券の交付など何らかの補助ができないか。</p>	<p>平成27年度に1所の重症心身障害児対応児童発達支援事業所の設置を予定しております。これを踏まえ、既存の送迎手段(バス)を活かす工夫を検討していきます。</p>
	<p>こども発達センターにおけるリハビリテーションの枠を増やしてほしい。特にリハビリテーションは医療機関におけるリハビリテーションや訪問リハビリテーションとの併用を認めてほしい(こども発達センターのリハビリテーション枠が少ないため)。</p>	<p>枠の拡大は、現状では難しい状況です。併用については、1箇所集中してリハビリテーションを受けることにメリットがあると考えています。</p>
	<p>リハビリテーションに関しては送迎がなく自力による通所となっている。交通費に関して何らかの補助ができないか。</p>	<p>リハビリテーションの利用者に限らず、送迎に関する経費支援の予定はありません。</p>
	<p>こども発達支援センターに通う保護者に対する支援策を講じることはできないか。</p> <p>各種制度の説明、療育や発達段階に関する知識等をプログラムとして受ける仕組みがあるとよい。現在は講座などが開催されるが、保護者は多忙であるため受講しにくく、通園のプログラムに組み込むことは可能か。</p>	<p>講座や説明会等に参加が難しい方には、引き続き個別面接の中で対応していきます。</p>
	<p>重症心身障害児対応放課後デイサービスの設置とあるが、需要に追いつくのか。</p>	<p>未整備であった学齢期の重症心身障害児放課後対策を充実させるため、27年度、29年度に各1所、計2所の放課後等デイサービス事業所の開設を計画しており、今後も将来需要等を踏まえ計画的に整備を進めていきます。</p>

項目	意見の概要	区の考え方
<b>施策24 子ども・青少年の育成支援の充実</b>		
	プレーパークには、高齢者も集えるよう健康遊具やベンチを設置してほしい。	(仮称)子どもプレーパーク事業の実施場所となる公園をはじめとして、区立公園については、ご意見の設備を含め、多世代が利用しやすい公園づくりを進めていきます。
	子どもたちの健全育成を充実する観点から、(仮称)子どもプレーパーク事業の実施は高く評価する。	(仮称)子どもプレーパーク事業については、区内外で同様の取組を行っている子育て支援団体等と協働して平成27年度の早い時期から実施していく考えです。
	自然の中で木登りや穴掘り等ができる、常設のプレーパークと実施してほしい。	
	(仮称)プレーパーク事業は他の公園利用者に対するマナー等に十分配慮して行ってほしい。	
	学童クラブと他の小学生の放課後事業を一緒にした全児童対策事業に移行させないでほしい。 【他、同趣旨1件】	小学校内へ移設後の学童クラブは、現在の事業の枠組みを基本にしています。
	おやつを提供している学童クラブが放課後子ども教室に一体化すると、夕食までに間食がなくなることを心配する。	
	ゆう杉並のような主として中・高校生を利用対象とした施設を増やしてほしい。その際は、現在の地域児童館を発展させるべき。 【他、同趣旨1件】	
	学童クラブには、専用的技能と経験を有する常勤の指導員の配置を求める。	区における学童クラブの設備及び運営に関する基準に基づき、今後とも、適切な職員配置を行うとともに、健全育成環境の充実に努めていきます。
<b>施策25 生涯の基盤を育む質の高い教育の推進</b>		
	中一ギャップをなくそうと小中一貫校を作るのは間違いである。子どもたちは小学校でいろいろありながら、「中学生になったら！」と意気込んで進級するのであり、中一ギャップを理由にして学校つぶしをするのはやめてほしい。	本区の小中一貫教育は、例えば中一ギャップなど、小学校から中学校に進学する際の不安や学校生活の変化なども成長過程の中で乗り越えるべき課題として捉えています。小中一貫教育校は、これまで以上に日常的に小・中学校が連携し、9年間を通した一貫性のある教育を充実することで、より個に応じた適切な指導を図り課題の克服や、よりよい成長を期待するものであり、学校統廃合を目的とするものではありません。

項目	意見の概要	区のお考え方
	<p>学び残し、つまずきなどは、成長後の人格形成にも影を残します。「つまずき解消」は重要な課題で、「実行計画案」に「パワーアップ教室」とありますが、学力優先競争教室の感があり、つまずき勝ちの子どもたちの抵抗感を増すのではないかと危惧します。慎重なネーミングと効果あるつまずき指導を望みます。</p>	<p>「パワーアップ教室」は、子どもたち個々の習熟度を把握し、個々の力の程度に応じた支援を図り、その力の向上を目指す取組であり、着実に成果を上げています。</p>
	<p>小学校段階での外国語教育に反対です。母国語で意見をしっかり言える、書ける、ことこそ肝要です。</p>	<p>学校においては、学習指導要領に基づき、外国語のみならず国語の指導の充実も図っています。</p>
	<p>区内の小中学生全員が理科、科学の専門家による指導を毎年受けられるように、①専門の知識をもつ講師を増やすこと、②巡回授業を増やすこと、③子どもたちが出かけて学べる場をつくることを提案する。巡回だけでは、回数と内容に限界があるため、必要な器材や準備が十分にできる学べる施設をつくり、理科教育を推進してほしい。</p>	<p>科学館の実験室で行ってきた内容は学校の理科室で実験可能なものであり、十分に出前授業や移動式プラネタリウムで代替できると考えています。理科教育については、引き続き充実を図っていきます。</p>
	<p>杉並区の中学生在が他の自治体の子どもたちと比べて理科が好きなのは、科学館に負う所が大である。出張授業や移動プラネタリウムなどで代替できるものではなく、科学館は区民にとっても偉大な知的財産であり、自治体の大きな特質である。</p>	
	<p>環境教育の推進には学校での理科・数学等の基礎知識が大切である。学校での理科教育が未だ十分に育まれていない現状では、科学館の廃止は次期早しうであり、存続活用を暫時続けていくべきである。</p>	
	<p>区は「理科室が整ってきた」というが、学校の理科室では十分にできないこと(流水実験など)を、科学館が行ってきており、教師も科学館がなければ理科の授業でできないことがたくさん出てくると言っている。また、プラネタリウムは全国的にも高い評価をうけている。「移動プラネタリウム」は、どの学年でもすべて実施できるほど巡回できるのか。</p>	
	<p>理科専科・理科指導員の配置については、区内小中学校の全校とする。 【他、同趣旨2件】</p>	<p>理科専科教員又は理科支援員を小学校全校に配置する予定です。中学校へは理科の担当教員を配置しています。</p>

項目	意見の概要	区の方考え方
	放射能対策について、学校給食の放射能測定の工夫や、食材や産地の選択等による安全性の確保、「被曝の最小限化」の視点による教育課程や学校生活の見直し、教員・教育委員会・保護者・区民と一緒に考えあう仕組みづくり、課題を認識できるような講演会等の継続実施、「被曝を最小限化して健康を守る」新しい生活習慣を子どもたちに身につけさせる取組を行ってほしい。また、学校検診に心臓検診等の対象学年を増やしたり、血液検査など項目を増やすなどの充実と結果の公表を。	学校給食の安全性を確保するため、国や都の基準値を確認するとともに、引き続き、各学校のホームページで食材の産地等をお知らせしていきます。また、学校における放射線に関する学習は、学習指導要領に基づき行っており、その中で、文部科学省発行の副読本を活用し、放射線の性質と利用の状況、人体への影響など、子どもの発達段階に応じて、放射線に対する正しい知識や適切な見方・考え方を育んでいます。検診については、学校保健安全法による健康診断の他、区独自で小児生活習慣病予防検診を実施し、検診の充実を図っており、検診結果については、分析、公表しています。
<b>施策26 成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進</b>		
	医療的ケア児が近隣の学校で遊べるような環境を整備してほしい。まずは施設のバリアフリーから。	学校には、医療的ケア児を含む、様々な障害をもったお子さんが訪れており、既存校については、スロープの設置などの改修を随時行っています。ご意見は、今後の事業運営の参考にします。
	心理的なバリアフリーを実現するために、学齢期から障害者と関わる仕組みを作り、介助方法やコミュニケーションの取り方を学ぶ機会や日常的に接する機会を作りたい。	副籍制度(特別支援学校の小・中学部に在籍する子どもが、居住する地域の小・中学校に副次的な籍をもち、直接的・間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりを図る制度)を活用して対応しています。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたち一人一人の状況に応じてきめ細やかな支援ができる学びの場を整える取組として、複数担任制の推進、親に対して「子の出すサイン」を見抜くマニュアルの配布、スクールカウンセラーの設置および強化を追加する。</li> <li>・いじめに関する電話相談やインターネットによるトラブルや被害から子供たちを守る取組に、親110番の設置、町内会など地域団体を通しての広報の強化、無料Wifiの発信基地の整備を追加する。</li> </ul>	不登校対策について、ご指摘の子どもへのきめ細かな支援は、既に実施しています。また、小学生の荻窪適応教室のほか、27年9月には、宮前地区に、中学生を対象としたさざんか教室を開設する予定です。いじめ対応については、保護者対象の相談窓口があり、学校関係者に周知していますが、今後、さらにさまざまな機会をとらえて広報周知する予定です。また、今年度は、中学生等の意見を聞きながらSNSに対応したスマホのアプリの開発に取り組んでいます。
	「不登校を10年後にゼロに」という数値目標はやめて、子どもたちの現状をよく見て、子どもたちに寄り添える施策をしてほしい。	不登校に対する総合的支援を実施するなかで、一人ひとりの状態にあったよりきめ細やかな対応を可能にするための事業の拡充等を行っていきます。数値目標については、今後も目標として掲げます。



項目	意見の概要	区の方考え方
<b>施策27 学校教育環境の整備・充実</b>		
	<p>桃二小の改築が突然決まりましたが、校舎がもっと老朽化している学校がたくさんあります。改築を待っている地域の人たちをないがしろにせず、改築は計画的に順序よくやってほしい。また、桃二小の保護者にとっても突然の工事は迷惑なのではないかと思う。学校の改築を、他の事情で左右することはやめてほしい。【他、同趣旨1件】</p>	<p>杉並区立小中学校老朽改築計画では、築50年を超える学校を改築対象校として改築計画を進めることとしています。</p> <p>改築校の選定にあたっては、築年数のみではなく、施設や設備の老朽化状況、新しい学校づくり計画、区立施設再編整備計画等を総合的に判断して決めています。桃二小については、来年、築50年を迎えることを踏まえ、あんさんぶる荻窪からの児童館機能の移転を機に、放課後を含めた地域の子どものための教育環境や健全育成の充実を図るとともに、未就学児が利用できる遊び場や地域の集会・交流スペースも合わせて整備し、魅力ある学校とするため改築することとしました。</p>
<b>施策28 地域と共にある学校づくり</b>		
	<p>子どもの格差を生まないために、リタイアした高齢者などの力を借りて、下校後の学習指導事業(無料)の実施を。</p>	<p>学校を地域に開き、地域に支えられた学校づくりの仕組みのひとつとして、多くの小中学校で放課後や土曜日に地域人材を活用した補習をすでに実施しています。各学校にある学校支援本部などが主体となり、学生ボランティアや地域ボランティアが先生役を務め、子どもたちは教材費の自己負担分を除き原則無料で参加することができます。</p> <p>また、平成27年度から生活困窮者自立支援法に基づく取組の一つとして、生活困窮世帯等の子どもを対象にした学習支援事業を実施しますが、その実施にあたって、元教員などの社会人ボランティア等の活用も想定しています。</p>
	<p>杉八小をなくさないでください。小中一貫校づくりはやめて下さい。学校の統廃合のなにものでもありません。</p> <p>地域の学校は、出来る限り残していくべきであり、少なくとも、小学生の子供たちを環7から守るべきである。現在の高円寺中は、そのまま存続し、杉四小と杉八小を統合して高円寺小学校などとする事によって環7を利用するという問題を解消し、子供たちの安全を確保すべきである。</p>	<p>対象3校がこれまで取り組んできた教育の成果と伝統を礎にして、「高円寺地域における新しい学校づくり計画」に基づき、高円寺地域ならではの魅力ある新しい学校づくりを進めていきます。</p> <p>また、通学路の安全対策については、警察等の関係機関の協力のもと、専門的な意見を伺い、実地踏査も踏まえ、安全に考慮した通学路を検討するとともに、開校後は、交通安全指導員の増員を図るなど、十分な安全対策を講じていきます。</p>
	<p>小中一貫教育として統廃合を進めていく動きに不信感をもつ。小中一貫教育が本当にすぐれているのか、これまでにいった内容について全く検証が行われていない。また、統合新校の協議会では、</p>	<p>小中一貫教育については、教育委員会が実施している「実態調査」や「教育調査」において検証を行っており、小中一貫教育に関する項目の肯定率は年々上昇傾向にあります。</p>

項目	意見の概要	区の方考え方
	<p>「なぜ小中一貫なのか。何がメリットか」などについて全く語られず、校名、校歌、校章などの議論ばかりと聞いており、新校の教育内容に全く期待することができない。統廃合の口実になっているだけではないか。軽々しく小中一貫を進めるべきではないと思います。</p>	<p>新泉和泉地区小中一貫教育校設置計画においても、小中一貫教育校に期待する効果を明示し、平成17年度から他地域に先駆けて実施してきた教育の成果を実現するため施設一体型小中一貫教育校を建設することとしたものです。</p> <p>小中一貫教育校には、日常的に小学校と中学校が連携して多様な教育活動の展開ができる特徴があるため、学校用地や校舎の改築年限等の条件を勘案し、今後も地域特性に配慮しながら可能な場合には整備を検討していきます。</p>
<b>施策29 学びとスポーツで世代をつなぐ豊かな地域づくり</b>		
	<p>図書館の利用者をもっと増加させるよう、計画を練ってほしい。以前蔵書を減らす為の理由として「図書館の利用データにもとづいて」とのことだったので、図書館の利用者が増えるような計画も加えてほしい。</p>	<p>蔵書の適正化にあたっては、図書の利用状況をふまえ、複本の削減等を行っていきます。図書館の利用増に向けては、現在各館で行っている事業等を検証し、利用者ニーズの把握に努めていきます。</p>
	<p>科学館は、科学立国の一翼を担う、貴重な施設である。また、科学教育には科学館で行うのがふさわしい科学教育もあり、理科室で行うのがふさわしい科学教育もある。緊縮財政と高齢者施設の必要性が廃止理由としてあげられているが、将来世代の育成以上に重要な課題があるとは思えない。科学館廃止の意思決定の手続きは不透明であり、科学館については、単独の事項として、その廃止、存続、移転、新設について、議論をすべきである。このように、科学館廃止の根拠が曖昧であり、代替案を含めた議論がない以上、廃止計画は凍結し、科学館の在り方を再検討すべきである。</p> <p>【他、同趣旨1件】</p>	<p>科学館は建設から45年以上が経過し、現行の建築基準法には適合せず、構造的に大規模改修やバリアフリー化の工事もできないため、プラネタリウムをはじめとした施設の維持管理が大変困難な状況です。また、施設や展示物等も古くなっており、科学への興味・関心を高めるという観点からも課題があります。</p> <p>こうしたことから、現施設は廃止し、ICTやデジタル技術を活用した事業展開を図ることを基本に、新たな拠点等について多面的に検討します。</p>
	<p>社会教育としての科学教育は今後ますます大切であり、「世代をつなぐ」発想と「質の高い教育」の発想を事業に盛り込み、積極的に取り組んでほしい。利便性が良く、かつ商業施設の近くに科学館を設置することで、地域の活性化にもなる。区財政に負担をかけない有料の施設として、科学館の教育理念や手法を生かした楽しい科学教育の場をつくってほしい。</p>	<p>子どもから大人までが科学に親しみ関心をもって学べるような学習の場と機会を提供するため、科学事業の拠点等については、ICTやデジタル技術を活用した次世代型の事業展開を図ることを基本として、実施に向けて多面的に検討します。</p>

項目	意見の概要	区の方考え方
	<p>区民の誰もがすぐれた科学に親しめる環境を整備。ICT・デジタルとともに、従来の科学館のような体験や経験の積み重ねができる施設、拠点の設置、必要な専任職員の配置を。</p> <p>【他、同趣旨2件】</p>	
	<p>移動式プラネタリウムは、①現在区にある固定式プラネタリウム以上のもの、②多くの人々が利用できるもの、③他区・都市からも注目される高品質なもの、の導入を検討。</p> <p>【他、同趣旨2件】</p>	<p>計画に基づき来年度から実施を予定している移動式プラネタリウムは、デジタル技術を活用し、身近な施設等で体験できるため、多くの区民の生涯学習の推進に寄与するものと考えます。</p>
	<p>科学教育の事業展開の方向は区民に問いながら具体化してほしい。科学館では、平成18年度に有識者や区民による「杉並区立科学館基本構想策定懇談会」により、学校の理科教育を含めた杉並区における科学教育や科学館の位置づけなどを提案話し合い、「杉並区立科学館基本構想策定懇談会提言」としてまとめた。そうした提言や区民の意見を反映して、科学教育の新たな事業展開の具体化を検討の透明化と、区民による検討委員会の立ち上げをしてほしい。</p> <p>【他、同趣旨2件】</p>	<p>科学教育の新たな事業展開については、専門的な知識・技術を持っている事業者等の幅広い意見を取り入れながら、施設再編整備計画及び総合計画・実行計画等に基づき、検討していきます。</p>
	<p>総合計画の施策29にも実行計画にある拠点などの追記を。</p> <p>【他、同趣旨2件】</p>	<p>具体的計画である実行計画に基づき検討していきます。</p>
	<p>科学への興味・関心の動向の数値化。(科学教育・生涯教育を今以下にしない)</p> <p>【他、同趣旨2件】</p>	<p>新たな事業展開を図る中で区民の具体的なご意見等を伺い、興味・関心等の動向を把握していきます。</p>
<p><b>施策32 地域住民活動の支援と地域人材の育成</b></p>		
	<p>町会の編成は、防災の視点からも丁目ごとに変更すべきである。編成にあたっては、町会間の調整に3年間くらいは必要だと思う。</p>	<p>町会・自治会は、地縁に基づく自主的な団体であり、区域についても居住会員の総意により決定されています。ご指摘のご意見については、町会・自治会にお伝えします。</p>
	<p>地域活動応援の為、公共施設にフリースペースを多く設置してほしい。</p>	<p>現在、集会施設では誰もが使用できる談話コーナー等を設置していますが、今後、集会施設等の新たな地域コミュニティ施設への再編にあたっては、多様な世代が身近で気軽に利用できる憩いと交流のスペースの整備も検討していきます。</p>

項目	意見の概要	区のお考え方
	<p>協働推進計画では「地域活動環境の充実に向けた支援」などの文言が見られるが、施設再編整備計画の複合化で最寄施設が遠退き、さらに、さざんかカードの半額措置もなくなり、地域活動は大きく後退である。区はどう考えるか。</p> <p>無料で使えるフリースペースのような場所がますます重要になるが、そもそもフリースペースの概念が確立していないのではないかと。フリースペースと貸室は相互に補完して、区民グループの活動に欠かせない、言わば車の両輪だと考える。</p>	<p>さざんかカード登録団体への活動支援については、使用料の減額措置は廃止しますが、活動の場を確保しやすくする観点から、一般団体・個人よりも早期に予約申込ができるよう新たな優先措置を設けることとしました。</p> <p>また、現在、集会施設では誰もが使用できる談話コーナー等を設置していますが、今後、集会施設等の新たな地域コミュニティ施設への再編にあたっては、多様な世代が身近で気軽に利用できる憩いと交流のスペースの整備も検討していきます。</p>
<b>II 基本構想を実現するために</b>		
<b>1 協働推進基本方針</b>		
<p><b>方針2 地域人材の育成と活動環境の支援</b> ～協働による多様な公共サービスの提供～</p>		
	<p>基本構想の実現の為には、協働推進基本方針において『区と区民とが地域の活動やそれを担う人材を育み、地域の力を高め、支えあい、共につくる地域社会を築いていくことが必要』とある。それは必要な事だとは思いますが、行政はあくまでも広い視野に立ち、しっかりと将来までも見通した上で施策を行って欲しい。そして、その為には、しっかりとした専門職の存在が不可欠である。そして、施策の方針やその経緯をきちんと行政組織内で共有し、担当者が変わってもきちんと引き継いで行く事が重要である。</p>	<p>区民福祉の向上には、変化の芽を敏感に察知し、将来を予測する先見性が重要であることはご指摘のとおりであると認識しています。こうした問題意識を職員全体で共有した上で、必要な能力の育成・向上に努めるとともに、適材適所に必要な職種・人員を配置し、区民福祉の向上に努めていきます。</p>
<p><b>方針3 協働を支える情報発信と、区と区民とのコミュニケーション充実</b> ～参加と協働を支える区民とのコミュニケーションの充実～</p>		
	<p>『協働推進基本方針に基づく協働推進計画』の方針3には、「必要な時に必要な情報が届くよう積極的に環境整備を進め」「区と区民とのコミュニケーションの充実を図ります」とある。このことは大いに進めてほしいが、技術的な問題だけではない。区の、情報を提供しようとする意思、区民の意見を吸い上げようとする意思に関し、現状では疑問を持たざるを得ない。つまり、技術以前に区の区民に対する姿勢に問題があるのだということ、しっかりと自覚してほしい。そのうえで、情報提供はきめ細かく行ない、区民の意見の吸い上げは従来のパブコメにあ</p>	<p>区と区民のコミュニケーションの充実を図り、協働による区政運営を進めることは、今後とも区政運営の基本であると認識しています。</p> <p>これまで区は、無作為抽出による区民意見交換会や基本構想実現のための区民懇談会の実施などにより、区民の皆さまのご意見をいただく一方、広報すぎなみに主な事業の取組状況を掲載するなど、情報提供を図ってきました。</p> <p>今後も計画策定や施策の実施に関し、きめ細やかな情報提供を行うとともに、引き続き区と区民の協働による住民自治の実現に努力していきます。</p>

項目	意見の概要	区の方考え方
	ったような「アライバイづくり」ではなく、住民自治を実現するものにしてほしいと切に思う。	
	インターネットでも情報を発信したではなく、「インターネット上も情報を発信した」という姿勢で情報発信を行う区であってほしい。このことを計画に加えて欲しい。	協働推進基本方針の方針3の主な取組に記載のとおり、生活様式の多様化やICT(情報通信技術)の進展に対応した新たな情報発信の取組、様々な理由で情報へのアクセスが困難な区民に配慮した適切な情報提供など、必要な時に必要な情報が届く仕組みづくりと区の情報発信の充実に努めます。
	「杉並区協働推進計画」について、方針3の内容をもっと多く充実させてほしい。	区では、数多くの協働事業に取り組んでいます。計画化にあたっては、さまざまな協働事業の中から、主な取組を取り上げたもので、方針3の取組についても同様です。ご意見を踏まえ、取組の充実を図っていきます。
<b>2 行財政改革基本方針</b>		
<b>方針1 財政健全化と持続可能な財政運営の実現</b>		
	「持続可能な区政運営」という言葉は、現状のままなら区政運営があぶないという意味にならないか。区民の要望にそったもっと前向きな表現を工夫してほしい。	区財政においては、財政の健全性を確保していますが、先行き不透明な要因も多く、楽観できる状況ではありません。新たな行政需要に対応していくためには、財政の健全性を保ちつつ、必要なサービスを継続的に提供できる財政運営を確保する必要があります。区では、「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」を定めて取組を進めています。こうしたことから、行財政改革推進計画においても「持続可能な財政運営の確保」を取組として掲げています。
	広告収入の確保や不動産の弾力的な活用など、資源の有効利用は今後も積極的に推進すべきだと思う。長期的な視点で財政を破たんさせないことが何より重要。その上で、行革効果を適切に区民へ目に見える形で還元すれば、区民の理解も徐々に得られるのではないか。	行財政改革により得られた財政効果は、区のさまざまな事業予算に充てられ、活用されています。決算の概要と主要施策の成果をまとめた区政経営報告書に行革の取組と、その効果額を掲載していますが、今後とも区民の皆様へのよりわかりやすい情報提供に努めていきます。
	財政情報はどのようにしたら見る事が出来るのだろうか。財政情報の見方を分かりやすく広報してほしい。	区の財政情報は、区政経営報告書(9月発行)、財政のあらまし(6月、11月発行)などで公表するほか、広報及びホームページを通じてお知らせしています。区民税については、「わたしたちの区税」

項目	意見の概要	区の方考え方
	<p>若者の中には「区に税金を納めても何も得、いいことがない」と考え、または感じている人がいる。それは財政情報がよく伝わっていない広報の仕方の問題があると考え。区に税金を納めることにたやすく納得の出来る、財政情報の発信・税金のゆくえの広報を願う。</p>	<p>(6月発行)を作成して、税金の使い途や税制の概要等をお知らせしています。今後も分かりやすい財政情報の発信に努めていきます。</p>
	<p>施設の使用料について、値下げするというのならともかく、値上げというのは納得がいかない。区の施設は、そこに住んで暮している人がいつでも使えるように設置した共同のものである。【他、同趣旨1件】</p>	<p>施設の維持管理経費は、使用料とあわせて公費で賄っており、区民全体の負担となることから、受益者負担の適正化と未利用者との公平性を確保していく上で、使用料の定期的な見直しを行っていく必要があります。</p> <p>使用料改定素案につきましては、この間、広報等によりお知らせし、アンケート調査の実施や地域説明会、区民意見交換会などを開催してご意見をいただいております。</p> <p>さらに、区議会における意見・要望を踏まえ、施設利用者の急激な負担の増加を抑える必要な修正を加えて改定を行うものです。区民の皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。</p>
<p><b>方針2 効率的な行政運営</b></p>		
	<p>区内産業の支援、雇用創出等の観点から、区が行う公共工事・事業の発注や物品購入等に関しては、区内の専門事業者への優先発注をお願いしたい。また、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約を推進してほしい。</p>	<p>入札・契約制度における臨時的緊急措置を平成26年度も延長し、引き続き、区内事業者の優先策や最低制限価格・低入札調査価格の引上げ等による適正価格による契約を推進しています。</p>
	<p>区が発注する共同企業体(J V)で行う工事(建築・設備・電気・造園・土木)については、その構成員の中に杉並区内に本店を有する業者を必ず1社以上含ませてほしい。2社J Vについても、同様の扱いをお願いしたい。</p>	<p>共同企業体(JV)工事の編成について、10億円超のJV工事(3社)については、区内に本店を置く企業を1社以上含めるものとする臨時的運用要綱を平成23年度に定めました。さらに、平成25年度からは25億円超のJV工事(4社)については、区内に本店を置く企業を2社以上含めています。</p>
	<p>検査業務を民間へ委託しなくてはならない理由は、</p>	<p>食品衛生法の改正により、国の登録を受けた専門検査機関への検査の委託が可能になったことを受け、区が保有する機器の老朽化の状況等を踏まえ、最新機器や最新技術を有する民間検査機関に検査業務を委託することにより、業務の効率化を図ります。</p>

項目	意見の概要	区の考え方
	私達区民が税金を支払っているのは、金銭的な利益はでなくとも公的に必要な事業を行政にしてもらう為。区の財産は将来を担った子ども達であり、破壊されたら取り戻す事の出来ない自然環境であり、健康に安心して暮らせる地域社会である。	将来を担う子ども達が、安心・安全に暮らし続けることができる地域社会を維持・発展させていくために、持続可能な区政運営に向けた効率的かつ効果的な組織運営や事業の見直しに取り組んでいきます。
	施設再編には反対。地域区民センターや駅前事務所が廃止されるのは不便で困る。税金は、住民にしっかりと還元する使い方をしてほしい。	今回の区民事務所等の再編整備では、コンビニ交付の導入に合わせて、区民事務所等を区内7つの地域を基本に再編整備するものです。
	区民サービス窓口の整備を、証明書コンビニ交付サービスにかぎらず全てにおいて実施してほしい。	実施にあたっては、すべての窓口で取扱事務及び開設時間を原則同一とし、土曜日は月2回、平日夜間も週1回開設とするなど窓口利用の実態を踏まえた再編整備とするとともに、コンビニ交付を合わせて導入することで利便性の向上を図るとするものです。ご理解のほどよろしくお願いいたします。 なお、地域区民センターを廃止する計画は現在ありません。
<b>方針3 効率的な組織体制の構築と人材の育成</b>		
	職員給与は手当等が多過ぎる。区独自で中小企業並みに削減してほしい。	毎年、特別区人事委員会が中小企業も含めた民間事業所を対象に給与実態調査を行い、公民較差を解消する給与勧告を發表します。この勧告に従い、職員給与の改定を行っております。今後も社会経済情勢の変化に応じ、手当等の見直しを適宜行います。
	定数削減しても結局民間委託となり、委託費として人件費がかかれるだけではないか。しかも委託業者は人件費をぎりぎり下げるといふ労働条件の悪化につながるのではないか。	最少の経費で最大の効果をあげるため、民間のノウハウが活かせる分野は積極的に民間に委ねていく視点は、欠かせないと考えています。その上で必要な経費は計上いたします。民間委託にあたっては、モニタリング制度を構築して、サービスの質を確保するとともに、法令遵守、労働環境の確保を図っています。
	業務の民間委託について、委託された業者は区との契約による事が主な目的なので、区民の利便性とか要望についてはその業者にとっては一番大切なものではないのではないかと思います。区は色々なところで、これから業務委託をすすめるといっているが、現場の大半をNPOや民間企業にまかせて区民の生の声や姿を見る事ができるのか。 最近区は財政の困難さや危機をお題目に施設再編・学校統廃合・業務の効率化をおすすめようとしているが、だんだんと地域の区民生活との関わりを遠くに離していくという感じがする。	また、審議会等に区民枠を設けたり、無作為抽出による区民意見交換会を実施するなど様々な形でご意見を伺うとともに、地域担当副参事やまちづくり担当副参事を配置するなど、地域の声の把握に努めています。

項目	意見の概要	区の考え方
	<p>業務民間委託、人員削減のオンパレードであきれた。一時は良いかもしれないが、行政がノウハウをもつ人材を全て無くしたら、元にはもどれず、民間会社の利益追求に伴う、業務内容の低下を懸念する。派手な地域開発や施設建設に税金をつぎ込むのではなく、必要だがもうからない事業にこそ、しっかり予算を付けてほしい。【他、同趣旨1件】</p>	
	<p>民間委託には反対である。必要な職員は全て正規職員で増やしてほしい。</p>	
	<p>方針3 効率的な組織体制の構築と人材の育成の(3)職員定数の適正化に「3年間で100名の職員削減に取り組みます。」とあるが、始めに削減人員目標ありきというのは、本末転倒。(2)効率的で活力ある組織運営もそうだが、現場の仕事内容や必要性をしっかりと確認してから判断してほしい。</p>	<p>必要な職員数は確保した上で、今回の行財政改革計画を着実に実行することにより、差し引きで削減可能な職員数をお示しています。</p>
<p><b>方針4 区立施設の再編・整備</b></p>		
	<p>施設再編整備計画第1次プランは全面的に見直してほしい。【他、同趣旨1件】</p>	<p>施設再編整備計画については、素案の段階から、区議会をはじめ地域の町会、施設の関係団体、利用者などを対象に延べ160回以上の説明を行いました。さらに、区民アンケートや区民意見交換会、区民等の意見提出手続きを実施し、いただいたご意見等を踏まえて策定したものですので、計画そのものを見直す考えはありません。</p> <p>今後も個別施設の計画の具体化にあたりましては、引き続き区議会や区民の皆さまのご意見をお聞きしながら、進めていきます。</p> <p>なお、計画の進捗状況を踏まえ、必要な見直しを行うため、第一次実施プランは平成28年度に改定します。</p>
	<p>井草の中継所跡地の有効な活用を。長期的に有効な施設にする計画を、区民の意見を尊重して策定してほしい。</p>	<p>今後、有効な活用策を検討していく予定です。</p>
	<p>施設再編整備計画についての説明会の回数が足りないように思う。</p>	<p>施設再編整備計画については、平成25年9月と11月の2度にわたって素案を公表し、区議会をはじめ地域の町会、施設の関係団体、利用者などを対象に延べ160回以上の説明を行うとともに、区民アンケートや区民意見交換会を実施し、幅広くご意見を伺ってきました。</p>
	<p>施設再編整備計画と使用料等の見直しに対しては施設利用者の多くが問題視し、声を上げ、争点となっている。私も含めて問題視している人たちは、行政の説明が不十分で納得できないし、利用者の</p>	<p>さらに平成26年1月には、これらのご意見等を踏</p>



項目	意見の概要	区の方考え方
	<p>声を聞かないで強行するので、そういう時は大きな声を上げていくしかない。それは主権者として当然の権利でありまた義務でもある。施設再編整備計画と使用料等の見直しが議決されたとの区職員の誤情報で妨害されては、まったく看過できない。同じミスは繰り返さないでいただきたい。</p>	<p>まえに必要な修正を加えた計画案を公表し、区民等の意見提出手続き（パブリックコメント）を実施しました。そこで寄せられたご意見や地域説明会及び区議会でのご意見等を踏まえ、平成26年3月に計画を策定いたしました。</p> <p>今後も計画の周知に努めるとともに、個別施設の計画の具体化にあたりましては、引き続き区議会や区民の皆さまのご意見をお聞きしながら、進めていきます。</p> <p>なお、施設再編整備計画は、区議会の議決案件ではありませんが、使用料の見直しについては、関連条例改正案が区議会で議決されています。</p>
	<p>区は国との財産交換を急ぐあまり、突然桃井第二小学校の建て替えを最優先にし、桃井第二小学校の校舎建て替えの改築期間を早める旨の説明があったと聞いている。この改築期間中、桃二小の生徒、荻窪北児童館・学童クラブの児童が一極集中の形で校庭のプレハブに集められる事は極めて危険である。児童館・学童クラブの年間利用者数から今の充実した機能を桃二小に移すことは、どうも不可能だ。</p>	<p>荻窪北児童館の機能は桃井第二小学校と杉並保健所で継承させます。また、仮設の施設であっても、子どもたちの教育や健全育成の視点から環境整備に力を入れていきます。</p>
	<p>区営住宅の駐車場の貸出は、必ず区営住宅に住む人に迷惑にならないものであってほしい。</p>	<p>使用許可の際に騒音等の迷惑をかけないように注意を徹底します。</p>
	<p>色々な人が住むことが出来るよう、区民住宅の廃止は賛成しない。杉並区総合計画の「生活困窮者及びひきこもり等の若者支援の充実」に逆行している。</p>	<p>区民住宅は中堅所得者層を入居対象としており、区内の民間賃貸住宅が同程度の家賃で供給されていることから、段階的に廃止していくこととしています。住宅に困窮する低所得者等に対しては、今後も引き続き、区営住宅等の提供を実施していきます。</p>
	<p>これから行われようとしている計画は、再編という名称で行なわれるが、基本的に縮小の方向で財政カットを行なおうという事と思う。今ある施設を補修しながら・財政を見ながら建て替えてをすすめていく方法をとれないのか。皆地域では便利に使っているし、区はコミュニティの場として区民にうまく利用してもらおう宣伝していけば、もっと多くの人が使って生き生きとした地域のセンターになるのではないかな。再編して児童館やゆうゆう館・会議室を縮小廃止するより、もっと皆に使ってもらおう有効活用をする</p>	<p>区立施設が次々に更新期を迎える中、仮にすべての区立施設を現在の規模で存続させた場合には多大な経費がかかります。また、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化等により多くの施設で利用状況が変化し、需要に対して不足する施設がある一方で、十分に活用されていない施設もあります。</p> <p>こうした施設を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、区民共通の財産である施設を有効に活用し、新たな行政需要に迅速かつ的確に対応するためには、区立施設の再編整備は今取り組まなければならない</p>

項目	意見の概要	区の考え方
	方法を考えるべきだと思う。	い課題であると考えています。 再編にあたっては、地域バランスや区民の利便性などを考慮しながら、誰もが利用しやすい施設づくりを推進します。
	荻窪北児童館の機能を桃二小内で継承することは、スペース的に難しいため、現在の施設を存続してほしい。 【他、同趣旨5件】	荻窪北児童館の機能は、桃井第二小学校のほか、近隣の杉並保健所に必要なスペース等を確保して、継承・発展させていく考えです。
	多世代が集い、育ち合う場としての児童館は現在のまま存続してほしい。 【他、同趣旨5件】	児童館という限られたスペースでは、0歳から18歳までを対象とした全てのサービスの充実が困難です。現在の児童館の機能・役割を身近な小学校や新たに19か所程度整備する(仮称)子どもセンター等で継承し、充実・発展させる児童館の再編を丁寧かつ段階的に進めていきます。
	学童クラブは、児童館内に設置することを基本とするとともに、サービスの質の低下が危惧される民間委託化はしないほしい。 【他、同趣旨3件】	学童クラブは今後、段階的に小学校内に設置することを基本とし、より広い敷地・施設を活用して一層充実した健全育成環境を確保していきます。なお、区ではこれまで11か所の学童クラブの運営委託を円滑かつ適切に実施しており、引き続き個々のクラブの実状に応じた運営委託を計画的に進めます。
	学童クラブを小学校内に整備することは、学校生活の中で悩み等を抱えている子どもや親の気持ちに対する配慮に欠けている。	
	平成25年6月からの住民による「荻窪まちづくり会議」に於いて「あんさんぶる荻窪」は「交流拠点」「コミュニティ活性化の上でポイントとなる施設」として位置づけられていたが、区の担当者は「荻窪まちづくり懇談会」の結果である「荻窪まちづくり懇談会実施報告書」を区長に報告していなかった。更に「荻窪まちづくり会議」の区の担当者は、同時に「まちづくり連絡会議」に出席しており、区が提案した国との財産交換(あんさんぶる荻窪と荻窪税務署の財産交換)を進めていた。そして平成25年11月に、財産交換を新聞各紙でいきなり報道した。このような区民の意見を無視した「財産交換」は撤回すべきだ。	財産交換は、相手方である国の合意があつて初めて成り立つことであり、昨年11月に区長が財務大臣と面談し、その方向について合意したことを受けて、杉並区立施設再編整備計画へ反映し、その後の説明という形になったものです。 その後、区立施設再編整備計画の策定に至るまで、区議会をはじめ、地域の町会、施設の関係団体、利用者などを対象に、ご説明を行い、ご意見を伺ってまいりました。今後も、計画の具体化にあたっては、区議会に報告しながら、関係団体や利用者など、区民の皆様に丁寧に説明し、ご理解を得ながら進めてまいります。

項目	意見の概要	区の考え方
	<p>杉並区は周辺に在住・在勤者をメンバーとする『荻窪まちづくり懇談会』や『荻窪まちづくり会議』でまちづくりの議論を進めている。しかしながら、周辺の在住・在勤者の意見がまとまっていない昨年9～11月に掛け、『荻窪まちづくり懇談会』で荻窪駅周辺とりわけ南口のひとつの拠点と位置づけた『あんさんぶる荻窪』を荻窪税務署等と交換する手続きを進めていた。これは区民に対する甚だしい背信行為だ。行政改革基本方針(平成27～33年度)に基づく行政改革推進計画(平成27～29年度)の方針4は、区民の意思や意見を優先しない限り民主主義に反し違憲ともいえるものだ。東京都や国と連携しつつ区の施設を再編整備するのは当然であるが、あくまで区民の意思に反しない限りにおいてである。【他、同趣旨2件】</p>	<p>国との財産交換については、杉並区立施設再編整備計画の策定に至るまで、区議会をはじめ、地域の町会、施設の関係団体、利用者などを対象に、ご説明を行うほか、無作為抽出による区民意見交換会や区民アンケート等を通し、ご意見を伺ってまいりました。今後も、計画の具体化にあたっては、区議会に報告しながら、関係団体や利用者など、区民の皆様丁寧に説明し、ご理解を求めながら進めてまいります。</p>
	<p>「あんさんぶる荻窪」は杉並の大切な交流拠点。税務署との交換はやめてほしい。交換しなくても公務員住宅跡地を購入すれば特養は建てられる。また、若杉小学校跡地などの区有地を活用すれば土地代は必要ない。30億かかった建物を放棄することには反対。新庁舎建設は予算の無駄。【他、同趣旨7件】</p>	<p>区は国との財産交換により取得する予定の「荻窪税務署等用地」(荻窪税務署及び隣接する国家公務員宿舍跡地)に、地域に開かれた区民の福祉と暮らしのサポート拠点となる「(仮称)天沼三丁目複合施設」の整備を計画しています。</p> <p>この施設には、6300㎡以上という広大な敷地を活用し、「特別養護老人ホーム棟」と「複合施設棟」の2つの施設を整備することで、①特別養護老人ホームの入所機能、②区内全域の地域包括ケアのバックアップ機能、③生活相談・就労・自立支援機能という3つの機能を備え、区民福祉の向上を図る予定です。</p>
	<p>「あんさんぶる」は市民にとって駅から近距離のため利用しやすい場所である。社会福祉協議会も高齢者の要支援1, 2が自治体に任されることになりボランティアやNPOに委託することになると駅に近い場が求められる。「あんさんぶる荻窪」は是非残してほしい。【他、同趣旨1件】</p>	<p>国は国家公務員宿舍跡地も含め現在地で税務署を建て替える計画であったため、財産交換を行わなければ公務員宿舍跡地を区がすべて使えるとは限らず、たとえ使えたとしても公務員宿舍跡地の3000㎡では複合施設はもとより、ショートステイ機能や医療・看護機能を備えた大規模な特養ホームすら建てることはできません。</p>
	<p>あんさんぶる荻窪は杉並区の数ある集会施設、場所の中でも一番というほど優れた施設だと思う。交通の便が良く地の利が抜群。3階フリースペースは小さい子ども連れの家族から、高校生、大人、1人利用から2人・・・団体利用まで、勉強から話し合い、小作業などなどいろいろ、混じって使っていますが、それぞれが譲り合ったり、それこそお手本になるような利用のされ方をしている。絶対になくさないでほしい。</p>	<p>予算の無駄遣いのご指摘ですが、財産交換により費用を抑えて大規模用地の一体的活用が可能となり、区民の福祉と暮らしのサポート拠点の整備ができることから、地域福祉の大きな向上につながると考えています。</p>

項目	意見の概要	区の方考え方
		<p>旧若杉小学校用地を使って整備できるというご指摘がありました。旧若杉小用地は、木造家屋密集地域にあることから、地域の防災性向上のため、防災スペースを確保することを前提に本格活用を検討する予定であり、区が総合計画で掲げた特別養護老人ホームの整備目標(10年間で1000人の定員増)を達成するためには、この荻窪税務署等用地を活用した特別養護ホームの整備は不可欠と考えています。</p> <p>なお、財産交換に伴い、あんさんぶる荻窪の機能については、荻窪税務署等用地に整備する複合施設棟や桃井第二小学校等へ移転し、機能の継承・充実を図ってまいります。</p>
<b>その他</b>		
	<p>選挙の投票率を上げる為、国でも検討を初めているが、杉並区のように老人の多い町では近くであれば投票に行けると思っている人は多い。便利な投票所を選べる様、投票所増に尽力を希う。</p>	<p>当日の投票所については、開設可能な施設の有無や一定の基準をもとに、これまで増設しています。加えて、駅至近にある期日前投票所の利用拡大を積極的にPRするなど、投票率向上に向けた取組を積極的に展開していきます。</p>
	<p>区民懇談会を傍聴したが、意見交換の時間が十分ではない。区民の意見や要望にはどのように応えているのか。</p>	<p>限られた時間の中で実施していますので制約はありますが、少しでも多くの意見交換の時間が取れるよう、委員への資料の事前配布や、懇談会を小グループに分けて実施するなど、開催方法を工夫していきます。</p> <p>なお、日頃皆さまから頂戴するご意見、ご要望につきましては、3日ルール(要望受付から3日以内に回答する)の原則に基づき速やかに回答するよう努めています。</p>
	<p>施設再編整備について再考し、7地域という考え方ではなく、誰もが近くて親しみのもてる現在の地域を充実させるようにしてほしい。</p>	<p>施設再編整備計画では、駅勢圏中心に設定した7地域を施設整備の基準として施設の複合化・多機能化等により効率化を図るとともに、再編整備によって生み出された施設・用地を有効に活用し、誰もが利用しやすい施設づくりを推進します。</p> <p>再編にあたっては、子どもから高齢者まで誰もが身近な地域で利用できるよう、地域バランスや区民の利便性などを考慮したうえで、地域コミュニティ施設の段階的な整備を図ります。</p>
	<p>高齢者・障がい者・病人・子どもなど弱い立場の人たちが安心して暮らせるまちになればよい。</p>	<p>様々な立場の方が、安心して生活できるよう、計画改定により基本構想の実現に向けた取組を推進</p>

項目	意見の概要	区の考え方
		していきます。
	若者の内に「政治のことについて熱く語ることはよくない」という考え方が浸透してしまっているように感じる。彼らが区政・政治に対して興味を持つようになる広報などの取組を実施してほしい。このことを計画に加えてほしい。	若年層の区政運営への参加につきましては、区としても重要な課題と認識しています。若者が区政運営に関心をもち積極的に参加できるよう、SNS等を活用した情報発信・共有の取組や、無作為抽出による区民意見交換会の実施などに取り組んでいきます。
	若者の1人である私からすると、自分達を助けてくれる区が存在が遠く、区のサービスを適切に利用出来ていないと考える。若者にとって身近で、行政サービスを利用しやすい区であることを希望する。このことを計画に加えてほしい。	区は次世代育成基金の創設・運用、すぎJOBの開設、子育て応援券の発行や保育施設の整備など、子どもや若年層のサービスの充実に努めているところです。これらの区の施策へ若年層の意見を反映させるため、無作為抽出による区民意見交換会などにも取り組んでいます。今後も若年層が積極的に区政運営に参加してもらえるよう、工夫しながら取り組んでいきます。
	意見を書くスペースが狭い。	意見は別紙等で提出していただくことも可能なので、今後その旨の記載をします。
	歩いて行ける範囲の場所に区の出張所があって、パソコンが使えなくても不自由なく色々な手続きができるよう、職員が対面で丁寧に対応してほしい。	杉並区では、より効率的かつ適正な窓口サービスの提供という観点から、平成27年1月より区民事務所等を統廃合し、7地域に1か所ずつ区民事務所を設置するとともに、証明発行については、平成26年12月からコンビニ交付を導入することにより、区民の利便性向上を図ります。新たな区民事務所の窓口においても、引き続き丁寧な対応に努めていきます。
	コンビニでの証明書発行サービスが開始され、窓口での運営方法の見直しも課題に上っているのだが、高齢者が多くなっている地域で証明書発行の操作ができるのか。病院や銀行では自動機の近くに必ず職員がいて、親切に操作を手伝う姿をよく見かけるが、コンビニの店員も手伝ってくれるのか。そうであれば、安心してコンビニの自動交付機を利用するよう、区はもっと区民に宣伝するべき。まして、証明書は銀行や病院のように頻繁に利用するものではないので、操作方法も忘れてしまうかもしれない。最近では、自動交付は非常に便利だという人も多いのだから、慣れていない人にも十分に使ってもらおうよう工夫して欲しい。	証明書コンビニ交付サービスは、交付機器の画面の案内に従い簡単な操作で証明書を発行できるサービスです。 開始にあたっては、高齢者や初めての方でも安心して利用していただけるよう、交付機器の場所や初期画面の案内を始め、機械のトラブル等の対処などについて、各店舗において対応を図ります。 また、区民の皆様にサービスの簡便性を十分ご理解いただけるよう、パンフレットを配布するなど周知に努めます。

項目	意見の概要	区の方考え方
	<p>「杉並区総合計画・実行計画改定案」のファイルを、閲覧場所に3つ以上は置いてほしい。1冊のみはやめてほしい。ゆっくり見れない。</p>	<p>各閲覧場所にはファイルを3冊ずつご用意していましたが、スペースの関係で1冊しか窓口においていない場所がありました。今後は、ゆっくりご覧いただけるように複数冊置く等、配慮します。</p>
	<p>節約に走りすぎず、区民等にとって暮らしやすい・利用しやすい区であることを望む。</p>	<p>最少の経費で最大の効果を得られるように努め、少子高齢、人口減少社会が進展する中でも、新たな行政需要への対応を含め、区民福祉の向上を図っていきます。</p>
	<p>本改定案には「推進」「充実」「拡充」「連携強化」「普及啓発」などの抽象的な表現が多く、区民に意見を求める判断の根拠として非常に薄弱。</p>	<p>計画の中で、すべての施策・事業の詳細まで明らかにすることは困難ですが、事業規模を定量的に示すなど、できる限り具体的に記述するように努めています。</p>
	<p>本計画案には、今後、高齢者は増加する一途であることが明らかなのに、事業の数値があまりにも少なく、また、年次による増加もないことに疑問を持つ。</p>	<p>計画改定にあたっては、人口推計を行い、その結果(平成27年度から29年度までの3ヵ年の高齢者人口(0.12%増))を踏まえて、事業数値を算出しています。</p> <p>なお、今後の人口動向によっては、必要に応じ、計画の改定や予算対応によって事業規模の見直しを行っていきます。</p>

## 計画改定案の修正一覧

凡例：★印＝区民意見提出手続き  
による意見を踏まえ  
た修正  
・印＝その他の修正

## 1 総合計画（10年プラン）改定案の修正一覧

修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
5-51P 施策 1～32 並びに 協働推進基本方針 の、指標の推移（実 績）と目標	項目名を「施策指標の現状と目標」（協働については「方針に基づく指標の現状と目標」とし、指標名、現状値、目標値（29 年度）、目標値（33 年度）、指標の説明・計算式を記載	項目名を「 <u>施策指標の推移（実績）と目標</u> 」（協働については「 <u>方針に基づく指標の推移（実績）と目標</u> 」、現状値を <u>これまでの実績と修正し、24 年度実績値と当初計画時の目標値（26 年度）</u> を追記	・よりわかりやすい記載内容に修正・追記
5P 施策指標の推移 （実績）と目標	●指標名 雨水流出抑制対策施設の整備率 現状値 <u>45%</u> （25 年度）	●指標名 雨水流出抑制対策施設の整備率 現状値 <u>46%</u> （25 年度）	・誤記による修正
6P 施策指標の推移 （実績）と目標	●指標名 家庭内で何らかの防災対策を実施している区民の割合 目標値(H29) <u>94%</u>	●指標名 家庭内で何らかの防災対策を実施している区民の割合 目標値(H29) <u>96%</u>	・より適切な目標値に修正
6P 施策指標の推移 （実績）と目標	●指標名 防災訓練に参加した区民数 _____	●指標名 防災訓練に参加した区民数 <u>一時滞在施設の指定数</u>	・「計画最終年度の目標」等を踏まえ、施策指標を追記
6P 目標を実現するた めの主な取組	○地域防災力の向上 <u>重点</u> ・防災市民組織に配布を進めているスタンドパイプ等の資器材を活用した訓練内容の充実を図ることにより、防災意識と災害対応力の向上を進めます。また、地域及び関係機関との連携を密にした効果的な訓練をさらに推進し、地域防災力の向上を図ります。	○地域防災力の向上 <u>重点</u> ・防災市民組織に配布を進めているスタンドパイプについて、防災マップや設置場所の案内表示による区民周知を図るとともに、防災市民組織への追加配備や駅周辺の商店街等への新規配布を進め、資器材を活用した初期消火訓練の充実による区民の防災意識と災害対応力の向上を図ります。また、地域及び関係機関との連携を密にした効果的な訓練をさらに推進し、地域防災力を高めていきます。	・よりわかりやすい記述に修正
10P 施策指標の推移 （実績）と目標	●指標名 住環境に満足する区民の割合 現状値 <u>93.0%</u> （25 年度）	●指標名 住環境に満足する区民の割合 現状値 <u>91.9%</u> （25 年度）	・誤記による修正





修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
20P 目標を実現するための主な取組	○ <u>区民主体の健康づくりの推進</u> <b>重点</b>	○ <u>区民健康づくりの推進</u> <b>重点</b>	・表現の統一を図るため修正
21P 現状と課題	○医療機関案内サービスや・・・また、AED(自動体外式除細動器)の <u>区有施設</u> への設置や救急協力員(_____区民レスキュー)の養成により、区民の初期救急対応力は着実に向上しています。	○医療機関案内サービスや・・・また、AED(自動体外式除細動器)の <u>区施設</u> への設置や救急協力員( <u>すぎなみ区民レスキュー</u> )の養成により、区民の初期救急対応力は着実に向上しています。	・誤記による修正
21P 計画最終年度（33年度）の目標	○ <u>高齢者</u> が在宅で医療・介護を受ける体制が充実し、在宅で安心して生活することができます。	○ <u>高齢者等</u> が在宅で医療・介護を受ける体制が充実し、在宅で安心して生活することができます。	・より適切な記述に修正
24P 施策指標の推移（実績）と目標	在宅介護を続けていけるとする介護者の割合 目標値(H29) <u>80%</u>	在宅介護を続けていけるとする介護者の割合 目標値(H29) <u>83%</u>	・過去実態等を踏まえ目標を上方修正
24P 目標を実現するための主な取組	○地域包括支援センターの機能強化 <b>重点</b> ・高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括支援センターに「(仮称) <u>地域づくり推進員</u> 」を配置し、医療と介護の連携や今後増加が予想される認知症高齢者・家族への支援体制を推進します。	○地域包括支援センターの機能強化 <b>重点</b> ・高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括支援センターに「(仮称) <u>地域包括ケア推進員</u> 」を配置し、医療と介護の連携や今後増加が予想される認知症高齢者・家族への支援体制を推進します。	・名称の変更による修正
25P 施策指標の推移（実績）と目標	●指標名 特別養護老人ホーム確保定員 目標値(H29) <u>1,916人</u> 認知症高齢者グループホーム定員 目標値(H29) <u>472人</u> 目標値(H33) <u>600人</u>	●指標名 特別養護老人ホーム確保定員 目標値(H29) <u>1,925人</u> 認知症高齢者グループホーム定員 目標値(H29) <u>528人</u> 目標値(H33) <u>672人</u>	・整備計画の変更による修正
	●指標名 _____	●指標名 <u>ケア付き住まい確保戸数</u>	・計画最終年度（33年度）の目標に対する施策指標をよりわかりやすくするため追記
25P 目標を実現するための主な取組	○特別養護老人ホーム等の整備 <b>重点</b> ・公有地、民有地の活用や建設助成を行うなどにより、引き続き_____特別養護老人ホームの整備を進めます。	○特別養護老人ホーム等の整備 <b>重点</b> ・公有地、民有地の活用や建設助成を行うなどにより、引き続き <u>在宅生活を支えるショートステイ</u> を含め特別養護老人ホームの整備を進めます。	・取組内容がよりわかりやすくなるよう修正

修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
	○認知症高齢者グループホーム等の整備 ____	○認知症高齢者グループホーム等の整備 <u>重点</u>	・誤記による修正
26P 現状と課題	○移動支援事業(ガイドヘルパー)の利用拡大により、障害者が様々な活動に参加する機会が増えており、今後は2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定を受け、スポーツに親しむ機会を通じて、さらに社会参加を進めていくことが必要です。	○移動支援事業(ガイドヘルパー)の利用拡大により、障害者がさまざまな活動に参加する機会が増えており、今後は2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定を受け、スポーツに親しむ機会を拡大することで、更に社会参加を進めていくことが必要です。	・より適切な記述に修正
26P 施策指標の推移 (実績)と目標	●指標名 年間新規就労者数 目標値(H29) <u>110人</u>	●指標名 年間新規就労者数 目標値(H29) <u>115人</u>	・過去実態等を踏まえ目標を上方修正
27P 現状と課題	○平成24年10月施行の障害者虐待防止法、平成25年4月施行の障害者総合支援法、 <u>平成25年に批准した「障害者権利条約」</u> の理念に基づき、お互いが理解しあえる共生社会を実現に向けて、障害者の地域生活支援や虐待防止の取組、 <u>人権に配慮した権利擁護施策、虐待対策の更なる推進</u> が必要です。	○ <u>平成25年4月</u> 施行の障害者総合支援法、平成25年6月成立の障害者差別解消法、平成 <u>26年1月</u> に批准した「障害者権利条約」の理念に基づき、お互いが理解し合える共生社会の実現に向けて、障害者の地域生活支援や <u>人権に配慮した権利擁護施策、虐待防止の取組の更なる推進</u> が必要です。	・引用法律を適切なものとするとともに、よりわかりやすい記述に修正
27P 施策指標の推移 (実績)と目標	●指標名 グループホーム利用者数 現状値 <u>128人</u> (25年度) 障害者地域相談支援センター相談件数 指標の説明・計算式	●指標名 グループホーム利用者数 現状値 <u>158人</u> (25年度) 障害者地域相談支援センター相談件数 指標の説明・計算式 (平成25年度開設)	・誤記による修正及びセンター開設時期を追記
28P 現状と課題	○高齢化の進展により、・・・成年後見制度への理解を更に深めるとともに、 <u>地域福祉権利擁護事業などの利用促進を更に進める</u> 必要があります。	○高齢化の進展により・・・成年後見制度や <u>地域福祉権利擁護事業などの周知を更に進め、利用を促進する</u> 必要があります。	・より適切でわかりやすい記述に修正
28P 施策指標の推移 (実績)と目標	●指標名 地域のたすけあいネットワーク登録者数 現状値 <u>8,500人</u> (25年度)  生活困窮者自立支援法に基づく相談支援実施後の就労自立者数 指標の説明・計算式	●指標名 地域のたすけあいネットワーク登録者数 現状値 <u>7,835人</u> (25年度)  生活困窮者自立支援法に基づく相談支援実施後の就労自立者数 指標の説明・計算式 (平成27年度事業開始)	・誤記による修正  ・事業開始時期を追記

修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
29P 目標を実現するための主な取組	○生活困窮者やひきこもり等の若者の支援の充実 <b>重点</b> ・生活困窮者や、・・・関係機関と連携して <u>就労準備支援</u> など、 <u>伴走的自立支援</u> を行います。	○生活困窮者やひきこもり等の若者の支援の充実 <b>重点</b> ・生活困窮者や、・・・、関係機関と連携した <u>就労準備支援</u> などにより、 <u>生活保護に至る前の段階から伴走型自立支援</u> を行います。	・より適切でわかりやすい記述に修正するとともに、誤記を修正
	○災害時要配慮者支援の充実 <b>重点</b> ・「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」への登録を促進するとともに、避難生活で特に支援が必要となる要配慮者について、専門性の高い支援を行う福祉救済所の設置を進めます。	○災害時要配慮者支援の充実 <b>重点</b> ・「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」への登録を促進するとともに、避難生活で特に支援が必要となる要配慮者の避難場所となる専門性の高い支援を行う福祉救済所の設置を進めます。	より適切な記述に修正
31P 施策指標の推移（実績）と目標	●指標名 パパママ学級受講率 目標値(H29) <u>50%</u> 目標値(H33) <u>53%</u>	●指標名 パパママ学級受講率 目標値(H29) <u>52%</u> 目標値(H33) <u>55%</u>	・過去実態等を踏まえ目標を上方修正
31P 目標を実現するための主な取組	○安心して妊娠・出産できる <u>相談・支援等の実施</u>	○安心して妊娠・出産できる <u>環境の整備</u>	・表現の統一を図るため修正
	○産後における母子支援の充実 <b>重点</b> ・継続的な支援が必要な妊婦と産後早期の母子に対し、母子ショートステイや母子デイケア等による産後ケア事業を実施します。	○産後における母子支援の充実 <b>重点</b> ・継続的な支援が必要な妊婦と産後早期の母子に対し、母子ショートステイ <u>及び</u> 母子デイケア、母子訪問支援による産後ケア事業を実施します。	・取組内容がよりわかりやすくなるよう修正
32P 計画最終年度（33年度）の目標	○子育てや健康、就業などのきめ細やかな支援の仕組みが整い、・・・	○子育てや健康、就業などのきめ細やかな支援の仕組みが整い、・・・	・誤記による修正
32P 目標を実現するための主な取組	○ひとり親家庭の自立支援の <u>推進</u>	○ひとり親家庭の自立支援の <u>充実</u>	・表現の統一を図るため修正
33P 現状と課題	○平成27年度から実施する「子ども・子育て支援新制度」に基づき、・・・	○平成27年度に本格実施となる「子ども・子育て支援新制度」に基づき、・・・	・表現の統一を図るため修正
33P 目標を実現するための主な取組	○多様な保育サービスの推進 ・保護者の就労の機会を確保するとともに、乳幼児が心身ともに健全に発達できるよう、障害児保育・延長保育・ <u>預かり保育</u> ・病児保育など、・・・	○多様な保育サービスの推進 <b>重点</b> ・保護者の就労の機会を確保するとともに、乳幼児が心身ともに健全に発達できるよう、障害児保育・延長保育・ <u>一時預かり保育</u> ・病児保育など、・・・	・誤記による修正
34P 現状と課題	○療育を受けた児童等の地域生活が円滑に <u>行くよう</u> 、こども発達センターの地域支援機能の一層の充実を図り、関係機関や障害児の家族の支援に取り	○療育を受けた児童等の地域生活が円滑に <u>営めるよう</u> 、こども発達センターの地域支援機能の一層の充実を図り、関係機関や障害児の家族の支援に取	・より適切な記述に修正

修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
	<p>組む必要があります。</p> <p>○重症心身障害児の在宅療養が進む一方、重症心身障害児を対象とした事業所が区内にないことから、対応できる療育施設の整備が急務です。</p>	<p>り組む必要があります。</p> <p>○重症心身障害児の在宅療養が進む一方、重症心身障害児を対象とした事業所が区内にないことから、対応できる療育施設の整備が急務となっ<u>て</u>いま<u>す</u>。</p>	
34P 施策指標の推移 （実績）と目標	<p>●指標名</p> <p>療育が必要な未就学児の事業所通所率</p> <p>現状値<u>86%</u>(25年度)</p>	<p>●指標名</p> <p>療育が必要な未就学児の事業所通所率</p> <p>現状値<u>86.6%</u>(25年度)</p>	・誤記による修正
34P 目標を実現するための主な取組	<p>○未就学児療育体制の充実<u>重点</u></p> <p>・障害の種別や程度に関わらず、未就学児が十分な療育が受けられよう児童発達支援事業所の設置を進めるとともに、…</p>	<p>○未就学児療育体制の充実<u>重点</u></p> <p>・障害の種別や程度に関わらず、未就学児が十分な療育が受けられよう児童発達支援事業所の設置を進めるとともに、…</p>	・誤記による修正
35P 施策指標の推移 （実績）と目標	<p>●指標名</p> <p>将来の夢・目標が定まっている子ども（高校生）の割合</p> <p>目標値(H29) <u>70%</u></p>	<p>●指標名</p> <p>将来の夢・目標が定まっている子ども（高校生）の割合</p> <p>目標値(H29) <u>72%</u></p>	・過去実態等を踏まえ目標を上方修正
36P 目標を実現するための主な取組	<p>○放課後等居場所事業の実施</p> <p>・<u>学童クラブの校内移設など環境の整った小学校を対象に、放課後等居場所事業を段階的に小学校内で実施し、地域団体との協働による運営も視野に、学童クラブ利用児童との交流機会を確保するなど、小学生の健全育成を図ります。</u></p>	<p>○放課後等居場所事業の実施</p> <p>・<u>放課後子ども教室の実績がある学校や、学童クラブが校内に設置された学校など小学校を対象に、地域団体との協働による運営も視野に、放課後等居場所事業を段階的に拡充して実施し、学童クラブ利用児童との交流機会を確保するなど、現在の児童館が果たしている小学生の居場所機能を継承し、充実・発展させる取組を進めます。</u></p>	・取組の趣旨及び内容をよりわかりやすくするため修正
39P 施策指標の推移 （実績）と目標	<p>●指標名</p> <p>学校図書館の年間平均貸出冊数(児童・生徒一人当たり)</p> <p>目標値(H29) 小 <u>36冊</u> 中 <u>12冊</u></p>	<p>●指標名</p> <p>学校図書館の年間平均貸出冊数(児童・生徒一人当たり)</p> <p>目標値(H29) 小 <u>38冊</u> 中 <u>14冊</u></p>	・より適切な数値に修正
41P 現状と課題	<p>○区民の<u>科学的な</u>学習意欲に応じ、生涯学習の推進に寄与できるよう、ICTやデジタル技術を活用した、次世代型の事業展開が求められています。</p>	<p>○区民の<u>さまざまな</u>学習意欲に応じ、生涯学習の推進に寄与できるよう、ICTやデジタル技術を活用した、次世代型の事業展開が求められています。</p>	・より分かりやすい記述に修正

修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
41P 施策指標の推移 （実績）と目標	<p>●指標名 社会参加活動者の割合 実績(H25) <u>59.6%</u> 目標値(H29) <u>60%</u></p> <p>●指標名 図書館利用者数 目標値(H29) <u>303万人</u></p>	<p>●指標名 社会参加活動者の割合 実績(H25) <u>59.7%</u> 目標値(H29) <u>65%</u></p> <p>●指標名 図書館利用者数 目標値(H29) <u>313万人</u></p>	・誤記による修正のほか、より適切な数値に修正
42P 施策指標の推移 （実績）と目標	<p>●指標名 区民1人当たりの文化・芸術に親しむ機会の回数(月平均) 目標値(H29) <u>3回</u> 区民1人当たりの文化・芸術に親しむ機会の回数(月平均)【区内】 目標値(H29) <u>1.5回</u></p>	<p>●指標名 区民1人当たりの文化・芸術に親しむ機会の回数(月平均) 目標値(H29) <u>4回</u> 区民1人当たりの文化・芸術に親しむ機会の回数【区内】(月平均) 目標値(H29) <u>2回</u></p>	・より適切な目標値に修正
44-45P 計画最終年度の目標 目標を実現するための主な取組	<p>○区と<u>交流都市</u>との間でより多くの…</p> <p>○国内交流の推進 ・ …、すべての<u>交流都市</u>の関係者を一堂に集めた「交流自治体フォーラム」を実施し、<u>交流都市</u>との…。</p>	<p>○区と<u>交流自治体</u>との間でより多くの…</p> <p>○国内交流の推進 ・ …、すべての<u>交流自治体</u>の関係者を一堂に集めた「交流自治体フォーラム」を実施し、<u>交流自治体</u>との…。</p>	・より適切な表現に修正
44P 施策指標の推移 （実績）と目標	<p>●指標名 国内交流事業参加者数 目標値(H29) <u>3,800人</u> 目標値(H33) <u>4,000人</u></p> <p>平和のつどいへの参加者数 目標値(H29) <u>700人</u></p>	<p>●指標名 国内交流事業参加者数 目標値(H29) <u>4,500人</u> 目標値(H33) <u>5,000人</u></p> <p>平和のつどいへの参加者数 目標値(H29) <u>730人</u></p>	・より適切な目標値に修正
46P 施策指標の推移 （実績）と目標	<p>●指標名 町会・自治会加入率 現状値(25年度) <u>50.5%</u> 目標値(H29) <u>54%</u></p> <p><u>地域集会施設利用率</u> すぎなみ地域大学講座修了者の地域活動参加率 目標値(H29) <u>84%</u></p>	<p>●指標名 町会・自治会加入率 現状値(25年度) <u>50.3%</u> 目標値(H29) <u>55%</u></p> <p><u>NPO支援基金への寄附件数</u> すぎなみ地域大学講座修了者の地域活動参加率 目標値(H29) <u>86%</u></p>	・数値の精査による修正 ・よりわかりやすく指標を変更
P50 方針に基づく指標の推移（実績）と目標	<p>すぎなみ地域大学講座修了者の地域活動参加率 目標値(H29) <u>84%</u></p>	<p>すぎなみ地域大学講座修了者の地域活動参加率 目標値(H29) <u>86%</u></p>	・数値の精査による修正

## 2 実行計画（3年プログラム）改定案の修正一覧

修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
4P 水害多発地域対策 の推進	<p>●事業の概要</p> <p>近年多発する水害に対し、<u>地域の実態</u>に応じた対策の充実を図るとともに、東京都の河川・下水道整備事業の促進を要請し、都と連携を強化して早期整備を図り、区民の安全確保と水害に強いまちづくりを進めます。</p>	<p>●事業の概要</p> <p>近年多発する水害に対し、<u>透水性舗装や雨水浸透ますの整備に加え、地域の実態</u>に応じて、<u>道路排水施設の増設や道路・公園の雨水浸透・貯留施設の整備強化</u>などを集中的に行い、<u>水害対策の充実</u>を図ります。また、東京都の河川・下水道整備事業の促進を要請し、都と連携を強化して早期整備を図り、区民の安全確保と水害に強いまちづくりを進めます。</p>	<p>・水害多発地域の対策について、より具体的でわかりやすい記述に修正</p>
5P 地域防災力の向上	<p>●事業の概要</p> <p>防災市民組織に配布を進めているスタンバイパイプ等の資器材を活用した訓練内容の充実を図ることにより、<u>防災意識と災害対応力の向上</u>を進めます。また、地域及び関係機関との連携を密にした効果的な訓練をさらに推進し、<u>地域防災力の向上</u>を図ります。</p>	<p>●事業の概要</p> <p>防災市民組織に配布を進めているスタンバイパイプについて、<u>防災マップや設置場所の案内表示による区民周知</u>を図るとともに、<u>防災市民組織への追加配備や駅周辺の商店街等への新規配布</u>を進め、<u>資器材を活用した初期消火訓練の充実</u>による区民の防災意識と災害対応力の向上を図ります。また、地域及び関係機関との連携を密にした効果的な訓練をさらに推進し、<u>地域防災力を高めていきます。</u></p>	<p>・よりわかりやすい記述に修正</p>
	<p>●3か年の取組内容</p> <p>初期消火設備の<u>配置</u></p>	<p>●3か年の取組内容</p> <p>初期消火設備の<u>充実</u></p>	<p>・より適切な記述に修正</p>
5P 防災施設の機能強化	<p>●事業の概要</p> <p>____下高井戸公園</p> <p>●3か年の取組内容</p> <p>____下高井戸公園</p>	<p>●事業の概要</p> <p>(<u>仮称</u>)下高井戸公園</p> <p>●3か年の取組内容</p> <p>(<u>仮称</u>)下高井戸公園</p>	<p>・誤記による修正</p>
	<p>●3か年の取組内容</p> <p>防災行政無線デジタル化整備</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>●3か年の取組内容</p> <p>防災行政無線デジタル化整備</p> <p>屋外拡声子局 108 局</p> <p>電光表示子局 3 局</p>	<p>・事業内容がよりわかりやすくなるよう追記</p>
7P ICT を活用した災害情報の収集と発信	<p>●3か年の取組内容</p> <p>(27年度)</p> <p>災害時情報共有システム</p> <p>____運用</p>	<p>●3か年の取組内容</p> <p>(27年度)</p> <p>災害時情報共有システム</p> <p><u>充実</u>・運用</p>	<p>・より適切な記述に修正</p>

修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
12P 都市計画道路の整備	<p>●3か年の取組内容 (27年度) 都市計画道路補助第131号線 バリアフリー化整備 _____ 440m (28年度) _____</p>	<p>●3か年の取組内容 (27年度) 都市計画道路補助第131号線 バリアフリー化整備 <u>歩道</u> 440m (28年度) <u>都市計画道路補助第131号線</u> <u>バリアフリー化整備</u> <u>車道</u> 440m</p>	<p>・工事内容の再精査より工事期間を見直したことによる修正</p>
13P 生活道路等の整備	<p>●3か年の取組内容 (27年度) 買い物道路等の整備 <u>整備</u> 210m (29年度) 水のみち整備 <u>検証</u> 90m <u>設計</u> 100m</p>	<p>●3か年の取組内容 (27年度) 買い物道路等の整備 <u>新路線検討</u> (29年度) 水のみち整備 <u>設計</u> 90m <u>整備</u> 100m</p>	<p>・誤記による修正</p>
15P ユニバーサルデザインのまちづくり推進	<p>●3か年の取組内容 バリアフリー推進連絡会開催 _____</p>	<p>●3か年の取組内容 バリアフリー推進連絡会開催 <u>6回</u></p>	<p>・事業内容がよりわかりやすくなるよう追記</p>
16P 住宅施策の総合的な推進	<p>●事業の概要 平成25年度に行った「杉並区住宅マスタープラン」の見直しを踏まえ、<u>総合的・計画的な住宅施策を推進します。</u> <u>その取組として、住宅マスタープランの普及・啓発や施策の展開を区民や関係団体等と協働して進めていきます。また、空き家の利活用推進、区営住宅の住環境整備、高齢者住宅(みどりの里)の運用、高齢者等の民間アパートへの入居支援を行っていきます。</u></p> <p>●3か年の取組内容 _____</p> <p>高齢者住宅(みどりの里)の供給 _____</p>	<p>●事業の概要 平成25年度に行った「杉並区住宅マスタープラン」の見直しを踏まえ、<u>区営住宅の住環境整備などを計画的に推進するとともに、空き家の利活用なども視野に入れ、高齢者・障害者等を含めた総合的な住まいの確保策について検討、実施します。</u></p> <p>●3か年の取組内容 <u>高齢者・障害者等を含めた総合的な住まいの確保策の検討・実施</u></p> <p>高齢者住宅(みどりの里)の供給 <u>375戸</u></p>	<p>・高齢者・障害者等を含めた総合的な住まいの確保の推進を図るため、取組内容をより適切な記述に修正するとともに、事業量に記載</p> <p>・高齢者住宅(みどりの里)の供給について、事業内容がよりわかりやすくなるよう戸数を追記</p>

修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
16P まちづくり活動の 支援	●3か年の取組内容 まちづくり活動支援 まちづくり団体等活動助成 _____ まちづくり協議会活動助成 _____ まちづくりコンサルタント派遣 _____	●3か年の取組内容 まちづくり活動支援 まちづくり団体等活動助成 <u>24 団体</u> まちづくり協議会活動助成 <u>6 団体</u> まちづくりコンサルタント派遣 <u>12 団体</u>	・事業内容がより わかりやすくなるよ う追記
19P 景観まちづくりの 推進	●3か年の取組内容 (3か年計) 景観まちづくり普及啓発 中杉通り周辺モデル地区事業推進 ニュースの発行 <u>1</u> 回 大田黒周辺モデル地区事業推進 ニュースの発行 <u>2</u> 回	●3か年の取組内容 (3か年計) 景観まちづくり普及啓発 中杉通り周辺モデル地区事業推進 ニュースの発行 <u>3</u> 回 大田黒周辺モデル地区事業推進 ニュースの発行 <u>6</u> 回	・誤記による修正
21P 都市型農業の支援	●事業の概要 <u>区内農産物を区内で…</u>	●事業の概要 <u>区内産農産物を区内で…</u>	・より適切な表現 に修正
	●3か年の取組内容 営農活動支援費の助成 _____	●3か年の取組内容 営農活動支援費の助成 <u>75件</u>	・よりわかりやすい 記載内容に修正・ 追記
22P 中小企業の支援	●3か年の取組内容 異業種交流 <u>実施</u> 創業支援セミナー <u>実施</u>	●3か年の取組内容 異業種交流 <u>12回</u> 創業支援セミナー <u>3回</u>	・よりわかりやすい 記載内容に修正・ 追記
22P 若者等の就労支援	●事業の概要 …社会適応力訓練を実施します。_____ _____ _____	●事業の概要 …社会適応力訓練を実施します。 <u>ま</u> <u>た、区内企業との連携を強化し、区内</u> <u>での就職に結び付けていきます。</u>	・取組内容の充実 による追記
	●3か年の取組内容 _____ _____ _____ ●3か年の取組内容 就労準備相談・心としごとの相談 <u>実施</u> セミナー・グループワーク <u>実施</u> 就労準備訓練及び社会適応力訓練 <u>実施</u>	●3か年の取組内容 求人開拓・企業情報提供等 <u>実施</u> ●3か年の取組内容 就労準備相談・心としごとの相談 <u>利用延人数 6,000 人</u> セミナー・グループワーク <u>開催回数 300回</u> 就労準備訓練及び社会適応力訓練 <u>利用登録者数 270人</u>	・よりわかりやすい 記載内容に修正・ 追記
24P みどりの育成	●3か年の取組内容 みどりの普及啓発 新聞発行 _____ 講座開催 _____ イベント開催 _____	●3か年の取組内容 みどりの普及啓発 新聞発行 <u>6回</u> 講座開催 <u>6回</u> イベント開催 <u>6回</u>	・事業内容がより わかりやすくなるよ う追記



修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
28P 杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の概要 震災救済所(区立学校__)に～</li> <li>●3か年の取組内容 (27年度) 区立学校__での太陽光発電__ ・蓄電池設置 <u>11校</u> (28年度) 区立学校__での太陽光発電__ ・蓄電池設置 <u>10校</u> (29年度) 区立学校__での太陽光発電__ ・蓄電池設置 <u>11校</u> (3か年計) 区立学校__での太陽光発電__ ・蓄電池設置 <u>32校</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の概要 震災救済所(区立学校等)に～</li> <li>●3か年の取組内容 (27年度) 区立学校等での太陽光発電機器 ・蓄電池設置 <u>13所</u> (28年度) 区立学校等での太陽光発電機器 ・蓄電池設置 <u>14所</u> (29年度) 区立学校等での太陽光発電機器 ・蓄電池設置 <u>7所</u> (3か年計) 区立学校等での太陽光発電機器 ・蓄電池設置 <u>34所</u></li> </ul>	・より適切な記述に修正するとともに、箇所数は改定案公表後の補助事業の変更に合わせて修正
28P 環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3か年の取組内容 (26年度末(見込)) 自然環境調査・河川生物調査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3か年の取組内容 (26年度末(見込)) 自然環境調査の公表</li> </ul>	・より適切な記述に修正
29P ごみの減量運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3か年の取組内容 一般廃棄物処理基本計画の改定・推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3か年の取組内容 一般廃棄物処理基本計画の基礎調査・改定</li> </ul>	・より適切な記述に修正
30P 生活習慣病予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の概要 生活習慣病の予防・早期発見のため、区民健康診査や成人歯科健診を実施します</li> <li>●3か年の取組内容 成人歯科健康診査の実施 28年度 <u>11,400人</u> 29年度 <u>11,400人</u> 3か年 計 <u>34,200人</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の概要 生活習慣病の予防・早期発見のため、区民健康診査や成人歯科健康診査を実施します。</li> <li>●3か年の取組内容 成人歯科健康診査の実施 28年度 <u>11,500人</u> 29年度 <u>11,600人</u> 3か年 計 <u>34,500人</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記による修正</li> <li>・事業量の精査による修正</li> </ul>
31P がん対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3か年の取組内容 26年度末(見込) がん検診の推進 胃がん検診 <u>6,000人</u> 肺がん検診 <u>5,000人</u> 大腸がん検診 <u>64,000人</u> 乳がん検診 <u>13,500人</u> 子宮がん検診 <u>15,000人</u> 前立腺がん検査 <u>1,340人</u>  27年度 がん検診の推進 胃がん検診 <u>6,000人</u> 肺がん検診 <u>5,000人</u> 大腸がん検診 <u>64,000人</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3か年の取組内容 26年度末(見込) がん検診の推進 胃がん検診 <u>8,000人</u> 肺がん検診 <u>10,000人</u> 大腸がん検診 <u>62,500人</u> 乳がん検診 <u>13,300人</u> 子宮がん検診 <u>15,800人</u> 前立腺がん検査 <u>1,340人</u>  27年度 がん検診の推進 胃がん検診 <u>8,200人</u> 肺がん検診 <u>10,500人</u> 大腸がん検診 <u>63,400人</u></li> </ul>	・26年度末を最新の見込み数値にするとともに、それを踏まえて事業量を修正

修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
	乳がん検診 <u>13,500人</u> 子宮がん検診 <u>15,000人</u> 前立腺がん検査 <u>1,340人</u>  28年度 がん検診の推進 胃がん検診 <u>6,000人</u> 肺がん検診 <u>5,000人</u> 大腸がん検診 <u>64,000人</u> 乳がん検診 <u>13,500人</u> 子宮がん検診 <u>15,000人</u> 前立腺がん検査 <u>1,340人</u>  29年度 がん検診の推進 胃がん検診 <u>6,000人</u> 肺がん検診 <u>5,000人</u> 大腸がん検診 <u>64,000人</u> 乳がん検診 <u>13,500人</u> 子宮がん検診 <u>15,000人</u> 前立腺がん検査 <u>1,340人</u>  3か年計 がん検診の推進 胃がん検診 <u>18,000人</u> 肺がん検診 <u>15,000人</u> 大腸がん検診 <u>192,000人</u> 乳がん検診 <u>40,500人</u> 子宮がん検診 <u>45,000人</u> 前立腺がん検査 <u>4,020人</u>	乳がん検診 <u>13,600人</u> 子宮がん検診 <u>16,000人</u> 前立腺がん検査 <u>1,390人</u>  28年度 がん検診の推進 胃がん検診 <u>8,400人</u> 肺がん検診 <u>11,000人</u> 大腸がん検診 <u>63,800人</u> 乳がん検診 <u>13,800人</u> 子宮がん検診 <u>16,400人</u> 前立腺がん検査 <u>1,420人</u>  29年度 がん検診の推進 胃がん検診 <u>8,600人</u> 肺がん検診 <u>11,500人</u> 大腸がん検診 <u>64,200人</u> 乳がん検診 <u>14,000人</u> 子宮がん検診 <u>16,800人</u> 前立腺がん検査 <u>1,450人</u>  3か年計 がん検診の推進 胃がん検診 <u>25,200人</u> 肺がん検診 <u>33,000人</u> 大腸がん検診 <u>191,400人</u> 乳がん検診 <u>41,400人</u> 子宮がん検診 <u>49,200人</u> 前立腺がん検査 <u>4,260人</u>	
31P 「心の健康づくり」の推進	●3か年の取組内容 (26年度末(見込)) 心の健康づくりに関する講演会の実施 _____ (3か年計) 心の健康づくりに関する講演会の実施 _____	●3か年の取組内容 (26年度末(見込)) 心の健康づくりに関する講演会の実施 <u>5回</u> (3か年計) 心の健康づくりに関する講演会の実施 <u>18回</u>	事業内容がよりわかりやすくなるよう追記
33P 感染症対策の推進	●事業の概要 区民の生命と健康を確保するため、健康危機管理の観点から、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生・流行に備え、医療機関等との連携を図るとともに、区民に適切な情報を提供し、区民一人ひとりが実践できる感染予防策の普及啓発を行うなど、総合的な対策を推進します。	●事業の概要 区民の生命と健康を守るため、健康危機管理の観点から、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生・流行に備え、医療機関等との連携を図るとともに、区民に適切な情報を提供し、区民一人ひとりが実践できる感染予防策の普及啓発を行うなど、総合的な対策を推進します。	・より適切な記述に修正
35P 地域包括支援センターの機能強化	●事業の概要 高齢化が進む中、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括支援センター(ケア24)に「(仮称)地域づくり	●事業の概要 高齢化が進む中、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括支援センター(ケア24)に「(仮称)地域包括	・名称変更することによる修正

修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
	<p>推進員」を配置し、医療と介護の連携や今後増加することが予想される認知症高齢者やその家族への支援を推進します。また、地域住民や医療・介護関係者、行政機関等、多職種による地域包括支援センター(ケア 24)ごとの課題の把握・共有、解決に向けた検討を行う会議を開催します。さらに、「(仮称)地域づくり推進員」の連絡会を実施することで各地域での取組の情報交換や、必要な支援体制の検討を通じて各地域で行われている地域包括ケアのレベルアップを図ります。</p>	<p>ケア推進員」を配置し、医療と介護の連携や今後増加することが予想される認知症高齢者やその家族への支援を推進します。また、地域住民や医療・介護関係者、行政機関等、多職種による地域包括支援センター(ケア 24)ごとの課題の把握・共有、解決に向けた検討を行う会議を開催します。さらに、「(仮称)地域包括ケア推進員」の連絡会を実施することで各地域での取組の情報交換や、必要な支援体制の検討を通じて各地域で行われている地域包括ケアのレベルアップを図ります。</p>	
	<p>●3か年の取組内容  <u>(仮称)地域づくり推進員の配置</u>  <u>拡充</u></p> <p>地域ケア会議の充実  住民、医療・介護関係者の会議開催  <u>地域づくり推進員</u>の連絡会議開催</p>	<p>●3か年の取組内容  <u>(仮称)地域包括ケア推進員の配置</u>  <u>ケア 24 20 所</u></p> <p>地域ケア会議の充実  住民、医療・介護関係者の会議開催  <u>(仮称)地域包括ケア推進員</u>の連絡会議開催</p>	<p>★区民等意見提出手続きの意見を踏まえ、事業量を明記するとともに、名称を変更することによる修正</p>
37P 地域の見守り体制の充実	<p>●事業の概要  ～地域ボランティア・民間事業者_による「たすけあいネットワーク(地域の目)」事業、～</p>	<p>●事業の概要  ～地域ボランティア・民間事業者等による「たすけあいネットワーク(地域の目)」事業、～</p>	<p>・誤記による修正</p>
	<p>●3か年の取組内容  (26年度末見込)  高齢者安心コール  <u>80 世帯</u>  (27年度)  <u>累計 90 世帯</u>  (28年度)  <u>累計 100 世帯</u>  (29年度)  <u>累計 110 世帯</u>  (3か年計)  <u>累計 110 世帯</u></p>	<p>●3か年の取組内容  (26年度末見込)  高齢者安心コール  <u>100 世帯</u>  (27年度)  <u>累計 110 世帯</u>  (28年度)  <u>累計 120 世帯</u>  (29年度)  <u>累計 130 世帯</u>  (3か年計)  <u>累計 130 世帯</u></p>	<p>・26年度末を最新の見込み数値にするとともに、それを踏まえて事業量を修正</p>
38P 家族介護者支援事業の充実	<p>●事業の概要  さらに徘徊高齢者の情報提供システムの稼働や認知症高齢者の家族への支援を充実させていきます。</p>	<p>●事業の概要  さらに徘徊高齢者の情報提供システムの検討や認知症高齢者の家族への支援を充実させていきます。</p>	<p>・誤記による修正</p>



修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
	<p>●3か年の取組内容</p> <p>○認知症高齢者グループホーム (27年度) 新規 <u>45人</u> (累計 <u>382人</u>) (28年度) 新規 <u>45人</u> (累計 <u>427人</u>) (29年度) 新規 <u>45人</u> (累計 <u>472人</u>) (3か年計) 新規 <u>135</u> (累計 <u>472人</u>)</p>	<p>●3か年の取組内容</p> <p>○認知症高齢者グループホーム (27年度) 新規 <u>101人</u> (累計 <u>438人</u>) (28年度) 新規 <u>54人</u> (累計 <u>492人</u>) (29年度) 新規 <u>36人</u> (累計 <u>528人</u>) (3か年計) 新規 <u>191人</u> (累計 <u>528人</u>)</p>	<p>・新たな整備計画の反映等により事業内容を修正</p>
	<p>○小規模多機能型居宅介護 (26年度末(見込)) 75人(登録定員) (27年度) (累計 75人) (28年度) 新規 <u>25人</u> (累計 <u>100人</u>) (29年度) 新規 <u>25人</u> (累計 <u>125人</u>) (3か年計) 新規 <u>50人</u> (累計 <u>125人</u>)</p>	<p>○小規模多機能型居宅介護 (26年度末(見込)) <u>3所</u> 75人(登録定員) (27年度) 新規 <u>2所</u> 49人 (累計 <u>5所</u> 124人) (28年度) 新規 <u>2所</u> 50人 (累計 <u>7所</u> 174人) (29年度) 新規 <u>2所</u> 50人 (累計 <u>9所</u> 224人) (3か年計) 新規 <u>6所</u> 149人 (累計 <u>9所</u> 224人)</p>	<p>・事業内容がよりわかりやすくなるよう追記するとともに、事業規模を修正</p>
41P ケア付き住まいの整備	<p>●3か年の取組内容</p> <p>○サービス付き高齢者向け住宅 (28年度) 新規 <u>33戸</u> (累計 <u>109戸</u>) (29年度) 新規 <u>34戸</u> (累計 <u>143戸</u>) (3か年計) 新規 <u>100戸</u> (累計 <u>143戸</u>)</p> <p>○都市型軽費老人ホーム (26年度末(見込)) 都市型軽費老人ホーム <u>20人</u> (27年度) (累計 <u>20人</u>) (28年度) 新規 <u>40人</u> (累計 <u>60人</u>) (29年度) 新規 <u>40人</u> (累計 <u>100人</u>) (3か年計) 新規 <u>80人</u> (累計 <u>100人</u>)</p>	<p>●3か年の取組内容</p> <p>○サービス付き高齢者向け住宅 (28年度) 新規 <u>83戸</u> (累計 <u>159戸</u>) (29年度) 新規 <u>84戸</u> (累計 <u>243戸</u>) (3か年計) 新規 <u>200戸</u> (累計 <u>243戸</u>)</p> <p>○都市型軽費老人ホーム (26年度末(見込)) 都市型軽費老人ホーム <u>1所</u> 20人 (27年度) (累計 <u>1所</u> 20人) (28年度) 新規 <u>2所</u> 40人 (累計 <u>3所</u> 60人) (29年度) 新規 <u>2所</u> 40人 (累計 <u>5所</u> 100人) (3か年計) 新規 <u>4所</u> 80人 (累計 <u>5所</u> 100人)</p>	<p>・事業内容がよりわかりやすくなるよう追記</p>

修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
42P 障害者の就労支援 の充実	●3か年の取組内容 多様な職場体験実習 <u>実施</u>	●3か年の取組内容 多様な職場体験実習 <u>実習体験者 159 人</u>	・事業内容がより わかりやすくなるよ う修正
43P 障害者の社会参加 支援の充実	●3か年の取組内容 (27 年度) 移動支援事業(ガイドヘルパー派遣) <u>実施</u> (28 年度) 移動支援事業(ガイドヘルパー派遣) <u>実施</u> (29 年度) 移動支援事業(ガイドヘルパー派遣) <u>実施</u> (3 か年計) 移動支援事業(ガイドヘルパー派遣) <u>実施</u>	●3か年の取組内容 (27 年度) 移動支援事業(ガイドヘルパー派遣) <u>138,000 時間</u> (28 年度) 移動支援事業(ガイドヘルパー派遣) <u>141,000 時間</u> (29 年度) 移動支援事業(ガイドヘルパー派遣) <u>144,000 時間</u> (3 か年計) 移動支援事業(ガイドヘルパー派遣) <u>423,000 時間</u>	・事業内容がより わかりやすくなるよ う追記
44P 障害者の相談支援 の充実	●3か年の取組内容 (27 年度) 障害者地域相談支援センター(すま いる)3 所 相談支援の実施 _____ (28 年度) 障害者地域相談支援センター(すま いる)3 所 相談支援の実施 _____ (29 年度) 障害者地域相談支援センター(すま いる)3 所 相談支援の実施 _____ (3 か年計) 障害者地域相談支援センター(すま いる)3 所 相談支援の実施 _____	●3か年の取組内容 (27 年度) 障害者地域相談支援センター(すま いる)3 所 相談支援の実施 <u>相談件数 22,500 件</u> (28 年度) 障害者地域相談支援センター(すま いる)3 所 相談支援の実施 <u>相談件数 22,750 件</u> (29 年度) 障害者地域相談支援センター(すま いる)3 所 相談支援の実施 <u>相談件数 23,000 件</u> (3 か年計) 障害者地域相談支援センター(すま いる)3 所 相談支援の実施 <u>相談件数 68,250 件</u>	・事業内容がより わかりやすくなるよ う追記
44P 障害者のグループ ホーム・入所施設 の整備	●3か年の取組内容 精神障害者グループホーム (26 年度末(見込)) <u>6 所</u> (27 年度) 累計 <u>6 所</u> (28 年度)	●3か年の取組内容 精神障害者グループホーム (26 年度末(見込)) <u>7 所</u> (27 年度) 累計 <u>7 所</u> (28 年度)	・誤記による修正

修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
	累計 <u>6</u> 所 (29 年度) 累計 <u>8</u> 所 (3 か年計) 累計 <u>8</u> 所	累計 <u>7</u> 所 (29 年度) 累計 <u>9</u> 所 (3 か年計) 累計 <u>9</u> 所	
46P 生活困窮者やひきこもり等の若者支援の充実	●表題 生活困窮者 <u>及び</u> ひきこもり等の若者支援の充実	●表題 生活困窮者 <u>や</u> ひきこもり等の若者支援の充実	・表現の統一を図るために修正
	●事業の概要 生活困窮者や、ひきこもり・ニート等の将来生活困窮者となるリスクのある者を対象に、自立相談支援事業を核として家計相談や学習支援を実施するとともに、関係機関と連携して就労準備支援など、 <u>伴走的自立支援</u> を行います。	●事業の概要 生活困窮者や、ひきこもり・ニート等の将来生活困窮者となるリスクのある者を対象に、自立相談支援事業を核として家計相談や学習支援を実施するとともに、関係機関と連携した就労準備支援などにより、生活保護に至る前の段階から <u>伴走型自立支援</u> を行います。	・より適切な記述に修正
	●3 か年の取組内容 住宅確保給付金	●3 か年の取組内容 <u>住居確保給付金</u>	・誤記による修正
46P 災害時要配慮者支援の充実	●事業の概要 「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」への登録を促進するとともに、避難生活で特に支援が必要となる要配慮者について、専門性の高い支援を行う福祉救護所の設置を進めます。	●事業の概要 「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」への登録を促進するとともに、避難生活で特に支援が必要となる要配慮者の <u>避難場所</u> となる専門性の高い支援を行う福祉救護所の設置を進めます。	・より適切な記述に修正
	●3 か年取組内容 (26 年度末(見込み)) 福祉救護所 ・入所施設 <u>11</u> 所 ・通所施設 <u>6</u> 所	●3 か年取組内容 (26 年度末(見込み)) 福祉救護所 ・入所施設 <u>12</u> 所 ・通所施設 <u>5</u> 所	・誤記による修正
47P 権利擁護事業の利用促進	●3 か年取組内容 成年後見制度の活用 (27～29 年度) 区長申し立て件数 <u>30</u> 件 (3 か年計) 区長申し立て件数 <u>90</u> 件  日常生活自立支援事業(あんしんサポート)の充実支援 (3 か年計) 契約件数 <u>510</u> 件	●3 か年取組内容 成年後見制度の活用 (27～29 年度) 区長申し立て件数 <u>40</u> 件 (3 か年計) 区長申し立て件数 <u>120</u> 件  日常生活自立支援事業(あんしんサポート)の充実支援 (3 か年計) 契約件数 <u>170</u> 件	・事業規模を修正  ・誤記による修正

修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
49P 安心して妊娠・出産できる環境の整備	●3か年取組内容 不妊相談 <u>実施</u>  分娩手当支給事業 <u>実施</u>	●3か年取組内容 不妊相談 <u>妊娠を望む方の基礎講座 18回</u> <u>不妊専門相談 18回</u>  分娩手当支給事業 <u>5,520件</u>	・事業内容がよりわかりやすくなるよう修正
49P 産後における母子支援の充実	●事業の概要 継続的な支援が必要な妊婦と産後早期の母子に対し、母子ショートステイや母子デイケア等による産後ケア事業を実施します。	●事業の概要 継続的な支援が必要な妊婦と産後早期の母子に対し、母子ショートステイ及び母子デイケア、母子訪問支援による産後ケア事業を実施します。	・事業内容がよりわかりやすくなるよう修正
	●3か年取組内容 訪問育児サポーター (26年度末(見込)) 利用者 <u>154人</u> (27年度) 利用者 <u>160人</u> (28年度) 利用者 <u>170人</u> (29年度) 利用者 <u>180人</u> (3か年計) 利用者 <u>510人</u>	●3か年取組内容 訪問育児サポーター (26年度末(見込)) 利用者 <u>230人</u> (27年度) 利用者 <u>300人</u> (28年度) 利用者 <u>350人</u> (29年度) 利用者 <u>400人</u> (3か年計) 利用者 <u>1,050人</u>	・26年度末を最新の見込み数値にするとともに、それを踏まえて事業量を修正
50P ひとり親家庭の自立支援の充実	●3か年取組内容 <u>高等技能訓練促進費等支給</u>	●3か年取組内容 <u>高等職業訓練促進給付金等支給</u>	・適切な表現に修正
51P 保育施設等の整備	●3か年取組内容 (26年度末見込) 認可保育園 <u>81園</u>  認可保育園 (平成27年度) 私立保育園 新設 <u>10園(累計91園)</u> (平成29年度) 私立保育園 新設 <u>5園(累計104園)</u> (3か年計) 私立保育園新設 <u>22園(累計104園)</u> 改築・改修等 測量・設計 (27年度)	●3か年取組内容 (26年度末見込) 認可保育園 <u>80園</u>  認可保育園 (平成27年度) 私立保育園 新設 <u>13園(累計93園)</u> (平成29年度) 私立保育園 新設 <u>6園(累計107園)</u> (3か年計) 私立保育園新設 <u>26園(累計107園)</u> 改築・改修等 測量・設計 (27年度)	・誤記による修正  ★区民等意見提出手続きの意見を踏まえ、新たに取得する予定の公有地を活用した施設整備により整備数を修正するとともに、事業スケジュールの変更に対応し改築規模を修正



修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
	建設 <u>2.4</u> 園 (28 年度) 建設 <u>2.1</u> 園 (29 年度) 建設 <u>0.6</u> 園 (3 か年計) 建設 <u>5.1</u> 園  (記載なし)  区立子供園 (28 年度) 設計・解体 建設 <u>1.0</u> 園 (29 年度) 建設 <u>0.1</u> 園 (3 か年計) 建設 <u>2</u> 園	建設 <u>1.5</u> 園 (28 年度) 建設 <u>1.5</u> 園 (29 年度) 建設 <u>1.6</u> 園 (3 か年計) 建設 <u>4.6</u> 園  (27 年度) <u>新設等 新規 計 1,120 人</u> (28 年度) <u>新設等 新規 計 745 人</u> (29 年度) <u>新設等 新規 計 510 人</u> (3 か年計) <u>新設等 新規 計 2,375 人</u>  区立子供園 (28 年度) 設計・解体 建設 <u>0.9</u> 園 (29 年度) 建設 <u>0.7</u> 園 (3 か年計) 建設 <u>1.6</u> 園	・事業の内容がよりわかりやすくなるよう取組による保育の受入定員の数を明記
51P 多様な保育サービスの推進	●事業の概要 保護者の就労の機会を確保するとともに、乳幼児が心身ともに健全に発達できるように、「子ども・子育て支援新制度」に併せて、障害児保育・延長保育・一時預かり保育・病児保育など、利用者の多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。	●事業の概要 保護者の就労の機会を確保するとともに、乳幼児が心身ともに健全に発達できるように、「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、障害児保育・延長保育・一時預かり保育・病児保育など、利用者の多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。	・適切な表現に修正
	●3 か年取組内容 延長保育 私立保育園 (27 年度) 新規 <u>10 園</u> (累計 <u>44 園</u> ) (29 年度) 新規 <u>5 園</u> (累計 <u>56 園</u> ) (3 か年計) 新規 <u>22 園</u> (累計 <u>56 園</u> )  一時預かり保育 (26 年度末(見込)) 一時預かり保育 <u>5 所</u>	●3 か年取組内容 延長保育 私立保育園 (27 年度) 新規 <u>13 園</u> (累計 <u>47 園</u> ) (29 年度) 新規 <u>6 園</u> (累計 <u>60 園</u> ) (3 か年計) 新規 <u>26 園</u> (累計 <u>60 園</u> )  一時預かり保育 (26 年度末(見込)) 一時預かり保育 <u>19 所</u>	・認可保育園の整備数の拡大修正を受けた修正  ・誤記による修正

修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
52P 未就学児療育体制の充実	<p>●事業の概要</p> <p>障害の種別や程度に関わらず、未就学児が十分な療育が受けられよう児童発達支援事業所の設置を進めます。<u>地域支援機能を併せ持った児童発達支援センターへの移行を検討します。</u>また、療育を受けた子どもたちが、日常生活の場で健やかに生活できるよう、幼稚園や保育園の職員等への療育に関する講座の開催や保育所等訪問支援を充実します。</p>	<p>●事業の概要</p> <p>障害の種別や程度に関わらず、未就学児が十分な療育を受けられよう児童発達支援事業所の設置を進めます。</p> <p>_____</p> <p>_____ <u>また、療育を受けた子どもたちが、日常生活の場で健やかに生活できるよう、幼稚園や保育園の職員等への療育に関する講座の開催や保育所等訪問支援を充実します。</u></p>	<p>・将来的な事業拡大については、次回の実行計画改定時に改めて方向性を検討することとし、記載を修正。</p>
53P 放課後等居場所事業の実施	<p>●事業の概要</p> <p><u>学童クラブの校内移設など環境の整った小学校を対象に、放課後等居場所事業を段階的に小学校内で実施し、地域団体との協働による運営も視野に、学童クラブ利用児童との交流機会を確保するなど、小学生の健全育成を図ります。</u></p>	<p>●事業の概要</p> <p><u>放課後子ども教室の実績がある学校や、学童クラブが校内に設置された学校など小学校を対象に、地域団体との協働による運営も視野に、放課後等居場所事業を段階的に拡充して実施し、学童クラブ利用児童との交流機会を確保するなど、現在の児童館が果たしている小学生の居場所機能を継承し、充実・発展させる取組を進めます。</u></p>	<p>・事業の趣旨及び内容をよりわかりやすくするため修正</p>
	<p>●3か年取組内容</p> <p>(27年度)</p> <p><u>1所</u>(モデル実施)(累計<u>1所</u>)</p> <p>(28年度)</p> <p><u>1所</u>(モデル実施)(累計<u>2所</u>)</p> <p>(29年度)</p> <p><u>1所</u>(モデル実施)(累計<u>3所</u>)</p> <p>(3か年計)</p> <p><u>3所</u>(モデル実施)(累計<u>3所</u>)</p>	<p>●3か年取組内容</p> <p>(27年度)</p> <p><u>4所</u>(モデル実施)(累計<u>4所</u>)</p> <p>(28年度)</p> <p><u>2所</u>(モデル実施)(累計<u>6所</u>)</p> <p>(29年度)</p> <p><u>2所</u>(モデル実施)(累計<u>8所</u>)</p> <p>(3か年計)</p> <p><u>8所</u>(モデル実施)(累計<u>8所</u>)</p>	<p>・事業の内容をよりわかりやすくするため事業規模を修正</p>
54P (仮称)子どもプレーパーク事業の実施	<p>●表題</p> <p><u>(仮)子どもプレーパーク事業の実施</u></p>	<p>●表題</p> <p><u>(仮称)子どもプレーパーク事業の実施</u></p>	<p>・誤記による修正</p>
	<p>●3か年取組内容</p> <p>(26年度末(見込))</p> <p>記載なし</p> <p>(27年度)</p> <p>(仮)子どもプレーパーク事業 <u>検討・実施</u></p> <p>(28年度)</p>	<p>●3か年取組内容</p> <p>(26年度末(見込))</p> <p><u>(仮称)子どもプレーパーク事業検討・実施準備</u></p> <p>(27年度)</p> <p><u>(仮称)子どもプレーパーク事業実施</u></p> <p>(28年度)</p>	<p>・誤記による修正及び実施スケジュールの変更による修正</p>

修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
	(仮)子どもプレーパーク事業 実施 (29年度) (仮)子どもプレーパーク事業 実施 (3か年計) (仮)子どもプレーパーク事業 検討・実施	<u>(仮称)</u> 子どもプレーパーク事業 実施 (29年度) <u>(仮称)</u> 子どもプレーパーク事業 実施 (3か年計) <u>(仮称)</u> 子どもプレーパーク事業 実施	
55P 小中一貫教育の推進	●26年度末(見込) 教育課題研究の実施 小学校8校 中学校6校	●26年度末(見込) 教育課題研究の実施 小学校8校 中学校6校 <u>小中一貫教育のカリキュラム・教材の作成・活用</u>	・誤記による修正
56P 就学前教育の充実	●3か年の取組内容 教育推進体制の再構築・充実	●3か年の取組内容 教育推進体制の再構築・充実 <u>(仮称)就学前教育支援センター構想の検討</u>	・事業内容がよりわかりやすくなるよう追記
58P 理科教育の充実	●3か年の取組内容 出前授業 小中学校全校 移動式プラネタリウム 小中学校全校 小学校理科専科教員の配置 理科支援員の配置	●3か年の取組内容 <u>理科教育の充実</u> 出前授業 小中学校全校 移動式プラネタリウム 小中学校全校 小学校理科専科教員の配置 理科支援員の配置	・事業内容がよりわかりやすくなるよう追記
59P 特別支援教育の充実	●3か年の取組内容 介助員ボランティアの配置	●3か年の取組内容 <u>通常学級介助員ボランティアの配置</u>	・事業内容がよりわかりやすくなるよう追記
61P 区立小中学校の改築	●3か年の取組内容 高円寺地区小中一貫校	●3か年の取組内容 高円寺地区小中一貫 <u>教育校</u>	・誤記による修正
62P 学校 ICT の推進	●3か年の取組内容 電子黒板機能付プロジェクトの運用 小中学校全校	●3か年の取組内容 電子黒板機能付プロジェクトの運用 小中学校全校 <u>タブレット PC の運用調査・研究</u> <u>小学校 6校</u> <u>中学校 1校</u>	・事業内容がよりわかりやすくなるよう追記

修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
65P 科学教育の推進	<p>●事業の概要(取組内容等)  <u>広く区民の生涯学習の推進に寄与できるよう、ICTやデジタル技術を活用した次世代型の事業展開を図ることを基本に、近隣自治体との連携も視野に入れ、拠点等について多面的に検討します。</u></p> <p>●3か年の事業量  <u>新たな事業展開</u>  <u>具体化検討・実施</u>  <u>移動式プラネタリウム</u></p>	<p>●事業の概要(取組内容等)  <u>広く子どもから大人まで、科学に親しみ関心をもって学べるよう、事業を推進します。また、近隣自治体等との連携も視野に入れ、ICTやデジタル技術を活用した次世代型の事業展開を図ることを基本に、拠点等について多面的に検討します。</u></p> <p>●3か年の事業量  <u>次世代型科学教育の拠点等の検討・実施</u>  <u>新たな天文学習事業の実施</u>  <u>科学博覧会・ICTを活用したサイエンス・コミュニケーション事業の実施</u></p>	・事業内容がよりわかりやすくなるよう追記及び修正
66P 文化・芸術活動の支援	<p>●取組内容(26年度末見込)  文化・芸術活動助成 _____</p>	<p>●取組内容(26年度末見込)  文化・芸術活動助成 <u>22件</u></p>	・よりわかりやすい記載内容に追記
	<p>●3か年の取組内容  情報紙「コミュかる」の発行 _____</p>	<p>●3か年の取組内容  情報紙「コミュかる」の発行 <u>18回</u></p>	・よりわかりやすい記載内容に追記
68P 国内交流の推進	<p>●取組内容(26年度末見込)  交流自治体観光物産展の実施 _____  交流自治体フォーラムの実施 _____</p>	<p>●取組内容(26年度末見込)  交流自治体観光物産展の実施 <u>15回</u>  交流自治体フォーラムの実施 <u>1回</u></p>	・よりわかりやすい記載内容に追記
71P 地域人材の育成	<p>●3か年の取組内容  すぎなみ地域大学の運営 _____</p>	<p>●3か年の取組内容  すぎなみ地域大学の運営 <u>114講座</u></p>	・よりわかりやすい記載内容に追記

### 3 協働推進計画改定案の修正一覧

修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
1-17P 方針1～3の取組項目	「項目名」欄に、当該取組項目の名称を記載	「項目名」欄に、当該取組項目の名称及び関連する実行計画事業名を記載	・よりわかりやすい記載内容に修正・追記
2P 取組項目「水鳥一斉調査の実施」の後	<p>●取組項目  _____</p> <p>花咲かせ隊の活動</p>	<p>●取組項目  <u>自転車放置防止協力員の活動</u>  花咲かせ隊の活動</p>	・記載もれによる取組項目追記



#### 4 行財政改革推進計画改定案の修正一覧

修正箇所	計画改定案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
2P 駐車場の有料化	●取組内容 27年度 2施設実施 ●効果 27年度 <財>	●取組内容 27年度 <u>実施準備</u> ●効果 27年度 <u>(空欄)</u>	・取組内容の見直しによる修正
7P 公園緑地事務所及び公園管理事務所の業務実施方法の見直し	●効果 29年度 <財><定>	●効果 29年度 <u>&lt;財&gt;</u>	・誤記による修正
8P ごみ収集方法の効率化とサービスの充実	●効果 28年度 (空欄) 29年度 (空欄)	●効果 28年度 <u>&lt;財&gt;</u> 29年度 <u>&lt;財&gt;</u>	・誤記による修正
8P 区全体のウェブサイト再構築	●取組内容 28年度 再構築後ウェブサイト評価 29年度 (空欄)	●取組内容 28年度 <u>運用</u> 29年度 <u>運用</u>	・より適切な記述に修正
10P 国保年金課の窓口業務を中心とする専門定型業務の委託の推進	●項目名 国保年金課の窓口業務を中心とする専門定型業務の委託の推進 ●取組内容 業務分析を実施し、官民の役割分担や業務範囲を明確にした上で、窓口業務を中心とする専門定型業務について民間委託を進めます。	●項目名 <u>国保年金課の業務委託の推進</u> ●取組内容 <u>業務分析を実施し、官民の役割分担や業務範囲を明確にした上で、専門定型業務について民間委託を進めます。</u>	・より適切な記述に修正
10P 介護保険課の業務分析と総合的な業務委託の推進	●項目名 介護保険課の業務分析と総合的な業務委託の推進	●項目名 <u>介護保険課の業務委託の推進</u>	・より適切な記述に修正
10P 課税課の業務分析と業務委託の推進	●項目名 課税課の業務分析と業務委託の推進 ●取組内容 27年度 業務分析に基づく委託範囲の検討	●項目名 <u>課税課の業務委託の推進</u> ●取組内容 <u>27年度 委託範囲の検討</u>	・より適切な記述に修正
14P 学校用務業務等の包括委託等の推進	●取組内容 27年度 3校の委託実施	●取組内容 27年度 <u>5校の委託実施</u>	・取組内容の見直しによる修正